

# 事例から学ぶ 退所後ケア サポートガイド



# 事例から学ぶ 退所後ケア サポートガイド



編著 あすなろ連絡会

## 目次

<b>1. ごあいさつ</b>	・・・ 2
・神奈川県子ども家庭課長より	
・あすなる連絡会代表より	
<b>2. 事例から学ぶ退所後ケア</b>	
・「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」①～⑨	・・・ 8
コラム「自立支援計画」	
・「困難な状況における退所後ケア事例」⑩～⑮	・・・ 30
コラム「あすなるサポートステーションと児童養護施設等との連携」	
「あすなるサポートステーション紹介」	
・「退所者女性へのケア事例」⑯～⑰	・・・ 49
・「弁護士との連携による退所後ケア事例」⑱～㉓	・・・ 55
コラム「18歳成人」	
コラム「子どもと関わる弁護士より」	
・資料①～③ フォーム集	・・・ 68
<b>3. 各施設の取組</b>	
・子どもの意向を聴くこと	・・・ 76
・子どもそれぞれの自立に向けて	・・・ 79
・措置延長中や退所後に暮らせる施設内の住居	・・・ 83
・退所後に集まれる居場所として	・・・ 86
・職員による自立支援チーム	・・・ 89
<b>4. 神奈川県内の様々な支援団体</b>	・・・ 91
・NPO 法人子どもセンターてんぼ	
・NPO 法人さくらんぼ	
・株式会社プライム	
・社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援	
・神奈川県中央地域若者サポートステーション	
・NPO 法人フェアスタートサポート	
・NPO 法人ブリッジフォースマイル	
・公益財団法人 あいである	
<b>5. 連絡会メンバーより一言コメント</b>	・・・ 100

## 1. ごあいさつ

## 神奈川県の子社会的養護に関する取組

県では、保護者の適切な養育が受けられず、家庭を離れて暮らす必要のある子どもたちの里親への委託の推進や、児童養護施設や乳児院の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進するため、平成27年3月に「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定しました。

その後、平成28年の児童福祉法等の改正の理念のもと、平成29年8月に今後の社会的養育の在り方を示す、国の「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられたことなどを踏まえ、社会的養育を必要とする子どもを支援するため、計画を改定し、令和2年3月に「神奈川県社会的養育推進計画」を策定しました。本計画では、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とし、「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」を念頭に、家庭への養育支援から代替養育・自立支援まで社会的養育の充実を図り、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指しています。

計画には、4つの柱として、①子どもの権利擁護の推進、②子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進、③家庭と同様の環境における養育の推進、④代替養育を経験した子どもの自立支援の推進、を位置付け、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいます。

特に、子どもの意見を聴き代弁する仕組づくり、乳児院における子ども家庭支援の新たな展開、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化、退所児童の自立支援の推進には、神奈川らしさを具現化できるよう取り組み、新たな社会的養育の姿を全国に発信していきます。

こうした取組みを着実に進めていくためには、日々子ども一人ひとりと真摯に向き合う地道な実践の積み重ねが重要であり、そのためには支援者一人ひとりの存在が欠かせません。社会的養育を必要とする子どもの多くは、虐待の影響や後遺症により、何かしらの生きにくさを抱えています。そうした子どもた

ちの養育や支援には、日常の何気ない関わりの中にも、子どもの心の機微に応じた細やかな配慮や様々な対応の工夫などが求められます。子どもの喜びや悲しみなど様々な想いをしっかりと受け止め、丁寧に寄り添いながら対応していただいている支援者の皆様には、傍からは見えないご苦労も多々あるものと思っております。支援者一人ひとりが、神奈川の社会的養育を支える、かけがえない存在であり、宝です。この場を借りて御礼を申し上げます。

県として、人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、現場の最前線で活躍される支援者の皆様が、やりがいを持って、安心して働くことができるよう、現実的な労働環境の改善や職員の処遇向上についても、引き続き、国への要望を行ってまいります。

今後も、コロナ禍のような刻々と変化する社会情勢にも柔軟に対応できるよう、適宜計画を見直しながら、神奈川で生まれ、神奈川で暮らす、すべての子どもが、誰一人として取り残されることのないよう、施設やあすなろサポートステーション、児童相談所等としっかりと力を合わせ、一丸となって取り組んでまいります。

神奈川県子ども家庭課  
課長 長谷川 愉

## あすなろ連絡会とは

神奈川県では、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームに設置された職業指導員・自立支援担当職員（2021年度で所管施設17か所のうち14か所に設置）と、社会的養護自立支援事業（あすなろサポートステーション）及び児童相談所、行政等が、個別のケース支援で連携しているほか、毎月連絡会議を実施するなど協働の仕組みを作っています。

### 1. あすなろ連絡会、ワーキンググループ（WG）活動の主な歩み

2014年

各施設に職業指導員が配置され始める。あすなろサポートステーション開所に伴い、各施設に窓口職員「あすなろサポーター」を配置。

2015年

「職業指導員連絡会」「あすなろサポーター連絡会」が隔月で開催される。

2016年

職業指導員があすなろサポーターを兼ねている施設が多く、「あすなろサポーター・職業指導員連絡会」として毎月開催される。

2017年

JaSPCANでの発表を目的とし、職業指導員を活用したアフターケア実践の課題と価値を抽出する為、主に3グループ「アフターケア」「インケア」「スーパーバイズ」で活動を行った（「作業」グループは発表後再編成で終了）。

2019年

3グループ「制度検討」「調査研究」「人材育成」で活動を行った。

2021年「あすなろ連絡会」として2グループ「調査研究WG」「人材育成WG」で現在まで活動を行う。

### 2. あすなろ連絡会の特徴や価値

○あすなろ連絡会に参加している各施設のメンバーは、力量のある職員（基幹的職員等）が多くいますが、それでも対応困難なケースも多々あります。連

絡会の中ではケース検討したり情報共有したりすることで、経験だけではない応用力を得ることが出来ます。各施設でスーパーバイズを行っている立場ですが、あすなろ連絡会では互いにスーパーバイズすることで切磋琢磨しています。

- 今まで施設担当者が抱え込みがちなアフターケアを、あすなろ連絡会ではケースを抱え込まず、チームで支援する仕組みを作っていきたいと考えています。
- 「職業指導員・自立支援担当職員・あすなろ・県の横の繋がり」を大切に「共通となる指針の明確化、標準化の必要性」、対象児童の増加による「アフターケア需要の拡大に伴う連携・体制整備」を検討していきます。
- あすなろ連絡会で先駆的な取り組みを行うことで、神奈川県域のアフターケアに対する取り組みが、国のアフターケアに対する施策にも少なからず取り入れられ、アフターケアの標準化に繋がればと願っています。

令和3年度あすなろ連絡会代表  
川島 稔（鎌倉児童ホーム）

## 2. 事例から学ぶ退所後ケア

「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ① 退所に向けて・本人意向の聴き取りの大切さ

### 事例

Aさんは現在普通科の高校に在籍する高校3年生です。卒業後の進路に向けて学校や本人、児童相談所と話をしています。Aさんは就職とひとり暮らしを希望しています。

### サポート

高校卒業を期に来春4月に退所予定のAさん、進路決定に向けて暮らしの中や個別の面談で、まずは本人の意向を聴いていくことを大切にしました。そしてAさんの希望を聴きながら、自活訓練や職業体験を実施しています。

- ①本人の意向聴き取りで何度も対話を重ねながら、自己決定を尊重しています。
- ②自己決定のうえの失敗を自己責任とせずに、退所後に頼れたことを大切にしました。
- ③退所後の相談においても、まずはAさんから語られた希望を丁寧に聴いています。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

職業訓練技術校、高等学校進学、自立援助ホームの利用、障害サービスの利用等の様々な選択肢を提示したうえで、選択した際のAさんにとってのメリット、デメリット等を話し合っています。対話や様々な体験を繰り返したのちに、Aさんから語られた意向としては、変わらずに就労してひとり暮らしをしたいということでした。退所後に仕事が続かなくなった時も、またその後回数を重ねて会ったときも様々な選択肢があるなかで「Aさんはどうしたいの？」と聞くことを大切にしていました。

### サポート後の振り返り

その後Aさんの意向にもとづいて無事に就職が決まり、施設退所後はアフターケアとしてやりとりを重ねています。仕事が続かなくなった時には担当職員に相談をしてくれました。そして本人の希望で精神科に通院同行をする中で、Aさんのほうから「療育手帳を取った方が良いと思う」という言葉が語られました。そのあと手続きのサポートをして手帳取得をしています。進路だけでな

く、日々の暮らしから本人の意向を確認していく大切さや、さらには退所後も自己決定や意思決定のサポートを継続していくことの大切さを実感しました。在園中の自立支援計画作成の時から、Aさん自身の支援計画への本人参加や意向確認を大切にしてきたことから、本人が「どうしたいか」というのを話しやすい関係性が担当職員と作れていたところが、よかったと思います。

### 用語・解説

- ・自己決定→周囲の人や環境との相互作用の中で主体的に意志を決定すること
- ・意思決定→専門性のある支援によって合理的な配慮がなされた自己決定をすること
- ・自立支援計画について、詳細はコラム参照

### 一言コメント

#### ソーシャルワーカー

ソーシャルワークは本人の自己決定、意思決定を中心に考えていくことが基本ですが、子どもは自分の意見を述べ自分で選んで決めるということが不慣れです。本人が主体的に生活をしていけるようにするためには退所時だけでなく日頃からの自己決定や意思決定の機会の積み重ねが大事です。

### 児童相談所

丁寧にご本人の将来について本人の意向確認をしていただきありがとうございます。児童相談所も一緒に意向確認を進めていくことができれば、その後の支援の共通理解も円滑に進むと思います。児童相談所の担当者が、日々のご本人の気持ちの変化を追い続けることは困難ですが、節目節目で、意向確認の場を共有させていただきながら、一緒に進路を考えていきたいと思っています。



「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ②スモールステップの自立支援・自活訓練室の利用

### 事例

Bさんは退所後、アパートで一人暮らしを始める予定の為、施設内で自活訓練を行いました。その体験から、お金を管理することが一番心配だということに気が付きました。

### サポート

- ①退所後の B さんの実際の生活を想定して、出来ることを一つずつ、一定期間かけて定着を目指し、訓練を積み重ねました。
- ②1 週間ずつ、夕食後から自活訓練室で過ごす、夕食から過ごす、夕食・次の日の朝食まで、一日部屋で過ごす等、少しずつ一人での生活時間を延ばしました。
- ③一食、一日、三日、一週間分と決まった額で食材購入する練習をしました。
- ④施錠の定着、エアコン等の管理、ごみの出し方、米の炊き方、電子レンジやガス台の使い方、レトルト・冷凍食品の活用、焼く、炒める等簡単な調理の仕方、同じ材料でも調味料を変えるとバリエーションが増える等、実際に必要な最低限の生活スキルの習得を行いました。

### 当時の本人の言葉

決まった額で 3 食分の買い物をするのは難しい。でもやってみると、一から全部、料理をしなくても何とかかなりそう。思ったよりも生活が出来た。私にとって心配なことは、お金の管理と、色々な手続きのことだと話してくれました。

### サポート後の振り返り

実際の生活を想定した生活スキルの定着を目指すことで、Bさんが現実の生活について何となくイメージをつかむことが出来ました。職員は退所後の生活のどこに課題が出そうかを知ることが出来ました。また、長い期間をかけて取り組むことによって、Bさん自身が施設での生活の様子とは違った生活の力を見せてくれたことで職員だけでなく、Bさん自身も思ったよりもやっていけそうなのが分かって安心できたようです。

## 用語・解説

### ・スモールステップ

スモールステップは、目標とする事柄を段階ごとに細かくわけ、少しずつ、習得できるようにする考え方のこと。

## 一言コメント

### アフターケア事業

ここまでで不安は何かありますか？ペースが早かったら言ってね！等の確認をしながら、子どもそれぞれに合ったペースで進めていくのがよいでしょう。

## 児童相談所

実際に体験をしてみないと、分からないことも多いかと思います。施設入所中にこのような機会を設けていただき、社会に出る前に気づきを得られることは、本当に貴重でありがたく思います。



「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

### ③ 高校中退後の自立支援

#### 事例

児童養護施設在園中の C さん。高校で何度か校則に触れることを繰り返して退学になっています。通信制高校やサポート校に編入するも続きません。C さんは現在施設の居室内で一日中スマートフォンを眺めています。施設の職員会議や児童相談所とのケースカンファレンスでは一部の職員から、高校に行っていないのであれば施設には入れられない、他の子に示しがつかない、住み込み就職して退所するべきだという声もあがっています。

#### サポート

- ①今は大切な休息の時間と捉えて、すぐには措置解除をしないように児相と協議しました。
- ②Cさんの挫折感が和らいだところでアルバイトをすすめました。
- ③Cさんがどんな自立をしたいか、意向の聴き取りをしました。
- ④学校に行かず就職したいという意思確認ができ、就労支援の同行をしました。
- ⑤収入が安定したところで、一人暮らしを開始しました。
- ⑥その後も継続してアフターケアを実施しています。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

自暴自棄になっている様子でした。施設のルールが守れず生活リズムも崩れて、職員への反発があったりと、なんだか腫物のように感じている状況でした。じゃあ出ていくし、やればできるし、自立とか余裕だし！という C さんの言葉は不安の裏返しのような感じでした。しばらく施設にいながら、C さんなりの自立を考えようと伝えたところから、一人暮らしという目標ができて、少しずつ生活が落ち着いてきてアルバイトによる貯金に繋がっていきました。

C さんは、今後は高卒程度認定試験受験も視野に、様々なことに取り組んでいきたいと、いきいきと語っています。

#### サポート後の振り返り

高校に行けなくなったら施設に入れられないものだと思い込んでいましたが、連絡会で他施設の取組を聞くと、そうでないことを知りました。このままの状

況で安易に住み込み就職による自立をすすめるのではなく、Cさんの意思を大事にして、Cさん自身の望む自立に向けてお手伝いできたことがよかったです。その後、仕事も生活もうまくいかなかったことが多々ありましたが、ピンチの時には必ず施設に連絡をくれる繋がりがあったので、アフターケアは今後も継続していきたいです。

## 関連用語・解説

### ・子どもの権利条約

1989年国連採択、日本は1994年に批准しました。子どもが満18歳まで生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が保障されなければいけないことが掲げられています。

### ・高卒程度認定試験

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった方の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかを認定するための試験。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

少なくとも法律上は高校を退学したら自立しなければいけないというルールはありません。子どもたちが安心安全に集団生活を送っていく上では一定の枠組やルールは必要です。しかし、本来そうした枠組やルールは子どもを幸せにするためのルールであるはずで、枠組やルールが子ども達のニーズにあわず形骸化していないか、特にケアニーズの高い子どものために例外的な対応をすることができないか検討していくことが必要でしょう。

## 弁護士

児童福祉法上、18歳を超えても施設入所を継続することが出来ます。18歳までに限定して考えないサポートも大切です。

## 児童相談所

ご本人にとって、大切な休憩時間という共通認識を持てたことが、一番良かったと思います。それでも、日々の支援の中で支援者としての悩みや負担もあるかと思います。児童相談所も一緒に考えてまいります。

「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

#### ④ 18歳以降の継続サポート

##### 事例

退所後に進学を希望する子どもや、就職した後すぐに退職して住居を失うこともあるため、今後、施設としては18歳以降にどのような継続した支援を提供できるのか、自立支援担当職員を中心に職員で情報収集をして施設内で話し合いを行いました。

##### サポート

- ①施設内の自立サポートグループに所属する職員で各種制度や他施設の取組について情報を共有して、自分たちの施設ではどう活用するかを話し合いました。
- ②情報だけでは分からないことがあり、アフターケア事業や他施設に18歳以降の支援の取り組みについて、ヒアリング調査に行きました。
- ③施設の全体会議で、継続支援に関する情報を発信し、その活用に向けて周知をしました。
- ④子ども会議で、職員から18歳以降の継続サポートに関する情報を子どもに伝えました。

##### 関連用語・解説

###### ・措置延長

児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができることとされています（児童福祉法第31条）。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行うこととされており、在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況から延長することが適当と判断された場合に行われます。

###### ・社会的養護自立支援事業

平成28年度の改正児童福祉法において18歳以上の者に対する支援の継続が規定されたことに合わせ、厚生労働省は平成29年度に「社会的養護自立支援事業」を創設しました。児童養護施設等への施設入所措置（里親等への委託を含

む)を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達による措置終了後、施設等が継続して(原則22歳の年度末まで)必要な支援を行った場合、当該施設等に対し居住や生活に係る一定の費用を補助する事業です。また自立援助ホームに引き続き居住する「大学等に就学している者」については、児童福祉法において22歳までの入所が規定されているため、社会的養護自立支援事業の対象外ですが「就学者自立生活援助事業」の対象となります。

(令和6年度以降は改正児童福祉法の施行により変更が予定されています)

#### ・自立支援資金貸付制度

児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない者又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援します。また、児童養護施設等に入所中の者に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要な費用の貸付を行い円滑な自立を支援する事業です。申請先は、神奈川県社会福祉協議会です。

#### 一言コメント

ソーシャルワーカーより

現在、国の議論において継続支援の枠組や対象が更に拡充されていくことも議論されています。今後は、年齢で区切るのではなく、その人毎に継続支援の必要性を具体的に検討していくことがますます求められるようになるでしょう。

#### アフターケア事業

継続支援計画は児童及び退所児童本人が主体として参加し、神奈川県委託の自立支援コーディネーター(あすなろサポートステーションに配置)が作成をします。社会的養護自立支援事業は、施設を退所した後に進学・就職等がうまくいかず施設に戻って生活をたてなおす時にも利用できます。

#### 児童相談所

支援の必要性を施設職員の皆さんと共有しながら、早めに20歳までの措置延長を判断していきたいと思います。

「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ⑤退所後に必要な手続き

### 事例

Dさんは児童養護施設を退所したあと、新たな場所で一人暮らしを希望しています。しかし公的手続き、その他の必要な手続きにはどんなものがあるか、またどのように手続きするのかわかりませんでした。

### サポート

- ①新しい生活に必要な手続きを行う際に、職員が同行し、内容を把握しました。
- ②Dさんの希望により、預金通帳等を施設で管理しました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

公的手続きの種類や内容がわからないので、色々な手続きを職員に手伝ってほしい。

### サポート後の振り返り

- 1 転入届や保険年金、家賃や携帯電話、公共料金等の手続き、住所変更や、郵便の転送手続き、これから就職する会社とのやり取り、生活に関わる様々な準備に職員が同行して一緒に対応し、職員が内容を把握しておくことが必要でした。関係する書類等はコピーを取る等しておくといいです。
- 2 関係するすべての書類について、子どもがわかりやすいように、ひとつのファイルに入れておきます。また生活の中で届いた書類等、自分が見てわからないものは捨てるのではなく、ファイルに入れるように伝えていきます。
- 3 施設で退所者の預り金規約等を整備し、希望のあった退所者の貯金を管理できる準備を整えておくといいです。

### 用語・解説

・転入・転出届、国民保険、国民年金、マイナンバーの手続きを一括で行う。  
→転入・転出する役所でこれらの手続きをまとめて行う。役所によって対応が

異なる為、窓口で対応の仕方や順番を聞く。事前に、転出する役所に連絡して、転入・転出時にすべき手続きを聞いておくことも良い。

### 一言コメント

ソーシャルワーカーより

これくらいはできるだろうと思っていて、つい声掛けだけで本人任せになってしまう時がありますが、実は退所後ケアの関わりの中で、保険料や年金が滞納状態のままになっている相談が本当に多くあります。収入がない、支払えないのであれば免除や猶予の手続きをすることができますが、それもできないでいるケースもあります。

また、給付金等の案内があってもそうした書類にすら手を付けないままであったり、申請のために必要な書類の集め方がわからず頓挫してしまっていることも珍しくありません。こうした行政手続のひとつひとつを伴走しながら経験していくことをサポートする必要もあります。

弁護士より

お金や役所の手続きにまつわる様々なこと、たとえば税金、年金、保険、銀行、契約について等をこども向けにリストにしてみるとよいですね！

児童相談所より

児童相談所が対応しないと手続きが進まないこともあります。遠慮なくお声かけください。



「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ⑥ 担当職員と自立支援担当職員の連携による退所後ケア事例

Eさんは高校を卒業して就職。児童養護施設を退所後は職場からほど近い場所にアパートを借りて一人暮らしをしています。

### サポート

高校卒業後に退所したEさんは、退所後も担当の職員と連絡を取りあっています。必要なアフターケアとして、担当だけでなく自立支援担当職員も関わっています。

- ①退所前に本人参加のもと、施設独自に退所後支援計画を作成しています。
- ②施設以外の頼り先として、アフターケア事業所を見学して利用登録をしています。
- ③退所後は担当職員、自立支援担当職員で連絡をとったり、時々家庭訪問をして部屋片付け等の生活のお手伝いや、食材を届けるなどのアフターケアを実施しています。
- ④コロナの影響もあり、来園することについては許可ができませんでした。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

コロナ禍の中、時に日々の仕事のしんどさや、生活の中での疲れ等は語られますが、定期的に担当職員や自立支援担当職員が連絡や訪問をしていることで、本人の頑張りで生活や仕事を続けていることが伺えています。また手土産や時々外食をする等の関りがあることで、素直な笑顔も見せてくれています。

### サポート後の振り返り

本人が退所後のサポートを希望してくれたこと、困ったときに頼ることが苦手と言えたことから、定期的な連絡や訪問をアウトリーチで行っています。Eさんのアフターケアに必要な手土産代、食費、交通費等については、年間にかかる費用を事前に計画に入れていた事で、職員の自費負担にはなっていません。アフターケアにかかる費用のほとんどが、そういった費用になるので、事前に申請をしておくことが大切です。

### 用語・解説

#### ・退所後支援計画

施設退所前に、退所後に希望するサポートについて本人、支援者等で話しあって計画するものです。施設ごとに様々な計画や書式があります。あすなろサポートステーションが関わる「継続支援計画」とは別の施設独自の取組です。

#### ・自立支援担当職員

児童養護施設等に配置された自立支援やアフターケアを担当する職員のことです。神奈川県では「あすなろサポーター」として、自施設とあすなろサポートステーションとの窓口を務めています。

#### ・アフターケア事業

神奈川県委託の社会的養護自立支援事業のことを指します。神奈川県ではあすなろサポートステーション事業として社会福祉法人白十字会林間学校が運営受託をしています。（詳細はコラム参照）。また自治体や団体によって形態が異なるので、得意なことも様々です。

### 一言コメント

ソーシャルワーカーより

コロナ禍の中、減収や離職による多くのアフターケア対応がありました。緊急小口貸付、総合支援貸付、特例給付、住宅確保給付金等の申請サポートがとても多くあり、コロナ禍の中多くの施設職員さんが申請のサポートを実施していました。自立支援や退所後ケア（アフターケア）についてはここ数年で拡充が進められていますが、予算や運用については自治体や現場毎にばらつきが多いです。制度が複雑でわかりにくい部分も多いですが、使いこなせるようにしていく必要があります。現在国においても更なる制度拡充に向けた議論もなされているため、最新の制度のチェックもしていく必要があるでしょう。

### 弁護士

自立支援や退所後ケアを、制度の仕組みの中で担当者個人の責任と負担にしないよう、どう予算をつけていくか、そしてどこがお金を出すのかを明確にして、勤務時間外や自費で対応することのないようにすることが大切です。対応の中でトラブルがあったときに、後ろ盾のある組織的な退所後ケアの中でやっているということが必要です。

「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ⑦精神科医療と連携しながら地域生活をサポートする

### 事例

就職や住居探しが進まずに施設内で措置延長をして生活をしていた F さん。退所に向けてグループホーム利用を検討していましたが、F さんは一人暮らしでの施設退所を希望しました。基本的な生活習慣が根付いておらず、自傷行為や希死念慮があり定期的な精神科通院が必要です。F さんの希望する一人暮らしの実現に向けて、周囲の支援者はとても心配しています。

### サポート

- ①精神障害者保健手帳申請のサポートをしました。
- ②居所探しのサポート、保証人がいない方への理解がある物件を探しました。
- ③転居先自治体の相談支援事業所への依頼と情報共有、同行をしました。
- ④精神科クリニック転院 → 転居先近くで通える精神科探しをしました。
- ⑤通院継続のための移動支援は相談支援事業所が実施しています。
- ⑥服薬管理、健康管理、相談相手のための精神科訪問看護を利用しています。
- ⑦家事支援（ホームヘルパー）を申請して利用しています。
- ⑧生活保護申請→受給へは施設、アフターケア事業所で連携をしています。
- ⑨生活保護申請の同行を行いました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

F さんはグループホームの利用を考えて見学に回りましたが、どこも交際相手と呼ばないことに不満があり、ルールに縛られたくないと語っています。しかしながら通院や手続きは誰かに一緒に行って欲しいし部屋の片付けも自信がないとのことでした。そして今は働く自信がないのでまずは生活保護を受けながら生活をしたいですと話しています。

### サポート後の振り返り

グループホームを探したのですが、どんどん本人の一人暮らしへの思いが強くなっていきました。希死念慮があるため、退所に向けて様々な訪問型サービスの利用申請等のサポート体制を整えました。転居先近くの相談支援事業所へ同行しました。そこで F さん自身が一人暮らしに向けて不安なことを言葉で伝

えることが出来たため、退所後は自ら希望するかたちでさまざまな福祉サービスと繋がることが出来ました。

## 用語・解説

### ・移動支援

障がい者等が円滑に外出することができるよう、外出の支援が必要と認められる方に対して、サービスの提供により、障がい者の自立の促進および生活の質の向上等を図る目的で行われています。自治体ごとに利用対象が異なるため、事前に相談することが必要です。

### ・居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、市町村の障害福祉主管課で申請の手続きをします。このケースでは主に家事援助を利用しました。ゴミ屋敷にならないように一緒に片付けをしてくださっています。

### ・精神科訪問看護

精神科医の指示書をもって利用をします。服薬や健康状態のチェックや、訪問することで生活状況の様子を見てくれます。また、閉じこもりがちな F さんのお話し相手にもなっています。

## 一言コメント

ソーシャルワーカーより

障害福祉制度は、18歳以降の生活をサポートするための重要な制度のひとつですが、その仕組みは複雑で児童福祉制度とは文化が異なる点も多いです。児童福祉は施設職員が日常生活を包括的になんでもサポートすることが基本とされていますが、障害福祉制度は必要なサポート毎に細分化されていて、必要に応じて複数のサポートを組み合わせ利用していくことが前提となっています。障害福祉サービスの中でどこまでサポートしてもらえるのか、不足がある場合、どこがどのように補っていくのかをより個別具体的に考えていく必要があります。



## 弁護士

今後、児童福祉の支援の中で障害福祉サービスを併用して使っていくことが増えていくので、普段からやり取りができるような関係作りをしていくことが大切です。

## 児童相談所

児童相談所が関わっている 15 歳以上のお子さんを児童年齢であっても障害者（成人）福祉サービスにつなげる方法として、児童相談所から各市町村障害福祉主管課に対して行う福祉事務所通知（児童福祉法第 63 条の 3）があります。成人に達する前から、障害福祉主管課と連携が可能です。



「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ⑧退所後のケア・ステップハウスの利用

### 事例

児童養護施設入所中の G さんは18歳、特別支援学校に通っていました。高校2年生の時に企業での校外実習をしているなかで「福祉就労はいやだ」と話すようになりました。そのうち学校にも行かなくなり、G さんは「就職して1人暮らしをする」と言うようになります。しだいに施設での生活リズムや職員や友人との関係も崩れていきました。

### サポート

- ①本人の意向確認をしました。一般就労をして1人暮らしの希望をしました。
- ②就職先探しのお手伝いと、ステップハウスとして職員寮の利用を始めました。
- ③職員寮で生活をしながら、一般就労を試みました。
- ④やがて金銭管理がうまくいかず、一人暮らしのしんどさを話すようになりました。
- ⑤グループホームへの入居をして、勤務のペースを調整しました。
- ⑥カンファレンスを行うなど、多機関によるサポート体制を築きました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

当時、生活が崩れてからは起きてこない、門限を守らない、ホームの食事を食べない、かつて委託されていた里親宅に断りなく行く等、サポートが困難な状況でした。児童養護施設への措置入所中ではありましたが、G さんの意向に沿うサポートを模索して、ステップハウスとして職員住宅の1室を利用してもらい、まずはひとりでの生活を体験してもらおうというお試しをしました。

### サポート後の振り返り

結果として、G さんが納得のいった状態で障害福祉サービスの利用につながる事が出来ました。軽度知的障害の療育手帳を取得していますが、障害者手帳を持っているから障害を受容しなければならないということよりも、ケースにはマニュアルがなく、個別のニーズを本人のお話を聞きながら、いろんな道をつくっていったらよいと思いました。

## 用語・解説

### ・ステップハウス

段階的な自立、地域定着を目指すための支援と地域の中間的な住まいのこと。一般的には民間のアパートを借り上げて運用することが多い。社会生活移行支援として、少しずつステップを踏んで新しい環境への適応を図ります。

### ・多機関連携

アフターケアにおいては障害福祉、生活困窮、法律、医療、地域、その他さまざまな支援機関、団体との連携によるサポートが行われることが多くあります。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

社会生活を営む中で、本人が成長をしていく中で必然的に生じるトラブルというのもあると思います。色々なことをやってみたいと話す本人に伴走する姿勢がとても素敵ですね。

### アフターケア事業

退所後のステップハウスによるサポートとしては、自立後（退所後）生活体験事業の活用が考えられます。退所後に家賃相当額が支給されることで、地域社会での生活に緩やかに移行していくことを目指す仕組みです。令和3年度より開始しています。

### 弁護士

ステップハウスを利用しながら、自立に向けて児童福祉司がどう関わっていくのか、児童相談所と事前・事後のカンファやフィードバックをしていくことが大切です。

### 児童相談所

障害福祉サービスとは別に、障害者の就職や職場定着にあたって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を行う障害者就業・生活支援センターが県内に8か所あります。特別支援学校と確認しながら、同センターも社会資源の一つとして検討できると良いですね。

「退所に向けた自立支援と、退所後ケアの取組」

## ⑨ ライフストーリーワーク、生き立ちの整理

### 事例

施設を退所して就職をした H さん。初めての一人暮らしや仕事を頑張っていました。人間関係がしんどくなって退職して、現在は生活保護を受けて生活しています。立ち止まって今後のことを考えたり、これまでのことを振り返ると急に不安になってしまい、自分がどうしたいのかさえ分からなくなって一人であるのがつらいと話してくれました。

### サポート

- ①施設入所中にケースワーカーより生き立ちをなんとなく聞いてはいました。
- ②H さんが聞きたいときに聞けるように、育ちアルバムの準備をしていました。
- ③施設の担当職員との面談をして、これまでの成長を振り返りました。
- ④障害基礎年金申請のために、乳児院や里親さんへの生育歴聴取が必要でした。
- ⑤H さんに声をかけると、聴取についていきたいというので、同行しています。
- ⑥乳児院ではとても歓迎され、かつての写真を見たり、当時の職員さんとも会えて恥ずかしそうにしていました。里親さんのところでは、言葉で感謝を伝えていました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

出会って最初は死にたいと言ったり、殺してしまいたいと言ったりとにかく緊張が高い状態でした。生活保護を受けて生活が安定を目指しつつ、定期的にお話を聞いたところ、怒りだったり、自信のなさであったり、自分は施設で育ったから他の人と違うという思いも言葉で話してくれました。乳児院や里親さん宅への訪問の時に、とてもおおきくなったね！など、たくさん褒められつつ、実は結構やんちゃで手のかかる子だったという、かつての自分の話を笑顔でしてくださったことに、なんだか照れくさそうでした。

### サポート後の振り返り

施設に入ったのは決してあなたが悪いのではなく、H さんは生きているだけで価値があるということを伝えたくて、これまでの生き立ちのことをゆっくり聞いてみない？と声掛けをしたところ「そうする」とお返事をもらえました。

施設にいた時はあんなに向き合わなかったのに。乳児院や里親さんに歓迎してもらえて、Hさんの人生が繋がっていく瞬間に立ち会えたことが、何よりうれしかったです。それからはなんだかとてもかわいらしいHさんで、今はB型就労継続支援のおしゃれなカフェで働いています。

## 用語・解説

### ・ライフストーリーワーク

社会的養護の子どもたちの「生い立ち」に耳を傾け、子ども自身が肯定的に自己物語を紡いでいけるように支援者が寄り添う取組み。

### ・育ちアルバム

子どものための生い立ちの記録。写真を保存するためのアルバムとは異なり、子どもが歩んできた道すじを子ども自身が再確認または実感できるよう、子どもにとってのイベント・思い出・エピソードや、大切な人・場所、活動の様子、その子らしさ（強み、良さなど）などを、子どもが主体となって養育者とともに作成するものです。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカーより

施設を巣立ってしばらくしてから、ふとした拍子に自分のそれまでの人生を振り返りたくなる若者は少なくありません。施設にいる間からそうした機会を持つのが望ましいですが、その人の状況や生い立ちの複雑さによってはそれも難しいこともあるでしょう。

こうしたニーズに対する支援はその若者の子ども期を支えてきた人達でなければできないことです。本人が希望したタイミングで生い立ちに関する情報についてアクセスできるようにしていくことが大切です。



## 児童相談所

ライフストーリーワークは、自立に向けた重要な作業の一つで、近年、取り組みが増えています。もちろん、自身の生い立ちを知ることで、気持ちが乱れ、一時的には、施設での生活に影響がでることも多くあります。だとしても、本人への負荷がかかり過ぎないのであれば、気持ちが乱れているお子さんをサポートできる施設入所中に取り組みを開始できれば良いと考えています。

## 弁護士

自身の出自を知る権利について、ご両親の記憶がない子ども等には知る権利があり、それを保障していくことが必要です。年齢に応じた開示をしていくことで、段々と受け入れていくことが大切です。



## アフターケア事業

私たちが里帰りに同行するようなときでも、乳児院の職員さんたちは、大きくなった子どもが顔を見せに来てくれることをいつも楽しみに待っていてくださっていましたよ。



## 自立支援計画について

あすなろサポートステーション  
弁護士 安井飛鳥

自立支援計画は施設の運営指針等でも作成が求められています。また、現在、国の議論の中では子どもの権利擁護のための取組のひとつとして自立支援計画の活用が指摘されています。

ところで自立支援計画とはそもそもなぜ作成するのでしょうか。自立支援計画を作成する意義は色々考えられますが、まず大事なのは本人のために作成するものということです。ですが、実際には自立支援計画は作成されていても本人はその内容を知らない、よく把握していないということもよく聞きます。

### 1. 本人と共有可能な内容で作成されているか

本人のための計画である以上本人に共有されている必要があり、本人がその内容を確認したいと思えばいつでも確認できる状態にあることが求められます。

### 2. 本人にとって理解可能な内容で作成されているか

せっかく計画を作成しても本人にとっては難しい内容になっていると本人と共有できているとは言えません。支援者目線ではなく本人の年齢や能力にあわせた表現を用いる等して計画を作成していく必要があります。

### 3. 本人にとって現実的な計画となっているか

計画の目標を高く持つことは大事ですが、それがあまりに高すぎるとはいけません。スモールステップとしての短期、中期目標は本人の現在の関心や現実的に達成可能性ある具体的な目標になっているか確認が必要です。

#### 4. 本人の言葉で記されているか

計画作成にあたって本人の意向を確認し反映させていく必要がありますが、本人の言葉とは違った意味、内容に要約されてしまうということも起こりがちです。本人の言葉をまずは本人が納得する形でそのまま記載することが大事です。

#### 5. 支援者として、どうしていききたいか

本人のための計画であるからと言って本人の意向だけを書けばいいというものではありません。支援者としては子どもにどうあってほしいのか、支援者の意向も書いていく必要があります。支援者の意図、考えが子どもには伝わっていないことも少なくありません。計画作成を通じて、本人はどうしたいのか、支援者としてはどうあってほしいのかを話し合いながら計画を作れると良いのかなと思います。

私達は日頃、自分の生活について計画を立てながら生活しているわけではありません。社会的養護の子どもたちは、社会的養護を受けているという理由で本人の希望にかかわらず計画作成や目標設定を強いられているという側面もあります。計画作成それ自体は、社会的養護という公的支援をしていくうえで責任を果たすうえでも欠くことができないものです。本人が少しでも主体的に計画作成に参画して、自分のことを自分で考え自分で決めていく経験を積み重ねていけるようにしていく必要があります。



## 「困難な状況における退所後ケア事例」

### ⑩ 退職後のサポート、雇用保険

#### 事例

相談に訪れた I さんは、これまで勤めていた仕事を体調不良や精神的な不安定を理由に退職していました。それは会社から提供された住居つきの仕事でした。何とか転居はしたものの生活費がなくなり、ハローワークに失業給付を受け取れるか一人で相談に行きましたが、話が難しくして申請をあきらめていました。その後も自力で様々な支援機関を頼っては、途中であきらめることを繰り返していました。

#### サポート

- ①退職時の状況を振り返りました。
- ②離職票や社会保険の資格喪失届を紛失していたため、前職への連絡をしました。
- ③失業給付の受給資格があるか調べて、ハローワークに失業給付の申請へ同行をしました。
- ④国民年金の支払いについての免除申請、国民健康保険の加入手続きを行いました。
- ⑤アルバイト探しのお手伝いと、生活状況の把握、他に必要な手続きはないか確認をすすめています。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

孤立した状態で仕事も生活もこれまで何とか頑張られていたこと、現在お金がなくて生活に困っていることを悲しみや怒りと共に「つらかった、助けてほしいのに、言ったのに、だれも何もしてくれなかった」と、涙ながらに語られています。

#### サポート後の振り返り

退職する前に I さんと連絡をとっていたら、お話を聞いていく中で休職しての傷病手当、部署変更等の相談ができていたかもしれません。また退職にしても手続きのサポートやアドバイスができていた可能性もあります。I さんが発信していたつमोरの SOS をなぜ対応されずにここまで来たのでしょうか。I さ

んの特性を理解したうえでの丁寧な聴き取りや、同行支援の大切さを実感しました。失業給付の申請後、もう少し踏み込んで聴き取って見たところ、とても言いにくそうに多くの滞納や消費者金融への借り入れがあることが判明して、のちの自己破産手続きや生活保護申請、精神科での心理判定へと繋がっていきます。

## 用語・解説

### ・雇用保険

雇用保険の被保険者が失業した際に受給できる保険、加入期間が通算して12ヶ月以上あることが条件です。

### ・傷病手当

健康保険の加入者が病気やケガで仕事を休んだ際に受給できる保険、最長で1年6ヶ月支給されます。

### ・同行支援

役所や病院等に本人の希望により、付き添い助言等を行うこと。

「本人希望で付き添いをしていますソーシャルワーカーです」と伝え、支援機関等からこちらの立場を理解されやすいです。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

昨今、退職代行というサービスが話題になりました。こうしたサービスの必要性もわかる一方で、社会的養護を経験した若者達には、退職同行といった形で正しく仕事を辞めるための経験のサポートも大事だと思います。

もっとも、勤め先の中には退職の際に違約金等を請求してくるようなトラブルもありますので、直接のやりとりが難しい、危険と判断した場合には弁護士に相談をして「退職代行」としてのサポートをしてもらう必要もあるでしょう。

### 弁護士

退職を含む手続きは子どもや若者にとって、とても難しいことがたくさんあります。気軽にそれを聞けることを本人に伝えていたら良かったかもしれません。

「困難な状況における退所後ケア事例」

## ⑪ 住居の設定、居住支援法人について 事例

児童養護施設を出て就職するも、半年経たずに退職してしまい無職となった J さん。貯蓄が無く、すでにアパートから退居しており、路上生活となっています。

### サポート

路上生活が3ヶ月経過して、同施設の退所者がたまたま発見して施設に連絡することで、状況が発覚しました。その後、施設職員の訪問で生活の立て直しを決断しています。まずは住居設定と当面の生活費の支援を受けるための生活保護申請及び、居住支援法人との連絡調整を一緒に行いました。今回新たに入居した住居の契約に関しては保証会社を利用して、緊急連絡先には施設長が記名しています。

- ①路上生活をしているということを知り、職員が訪問
- ②本人希望で生活保護を申請
- ③居住支援法人との調整、住居探し依頼
- ④住居契約

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

だいたいやせ細ってしまいましたでしたが、すぐに以前通りのやり取りができ、施設職員に今後の不安や、「指示が曖昧だから悪かった」等の前職場の愚痴を話しています。新たに働く意思は示しますが、失敗を経験して社会に出ることへの難しさを実感したようでもありました。

### サポート後の振り返り

支援できる親族がおらず、早めに出身施設につながったことが幸いして、早めにリスタートを切ることが出来ました。社会生活を維持する上で、居所の維持は最優先課題であることを J さんと確認することができました。

### 用語・解説

・居住支援法人

住宅確保が困難な方が民間住宅に入居するためのサポートを行う都道府県指定の法人のことで、不動産や福祉団体、NPO 等の様々な実施団体によりそれぞれ特徴のある取組がされています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/30594/kyojyusien0630.pdf>

(県HP・法人一覧)

#### 一言コメント

ソーシャルワーカー

居住支援法人は現状では高齢者や障害者向けの取組が中心であり若者向けの取組はあまり多くはありません。不動産業界の方々は、福祉の発想で仕事をしているわけでもありません。

#### 弁護士

身元保証人確保対策事業（全社協）等が住居確保のために利用できますが、あまり活用されているとは言えません。本来、個人が保証人になるのではなく組織として保証できるような仕組みが必要です。個人に負担を強いるのではない、公的な保障制度が必要です。



## 「困難な状況における退所後ケア事例」

### ⑫ 生活保護申請・同行の大切さ

#### 事例

Kさんより、仕事を辞めたあとに家賃を何か月も滞納しているという相談がありました。すでに携帯電話は止まっていて、聞けば光熱費も支払っていません。このままではアパートを退居しなければならないという手紙による通告もありました。精神科通院が定期的に必要ですが、その費用を支払うことも厳しくなっていました。

#### サポート

- ①Kさんに生活保護制度の説明をしました。
- ②しばらくしてKさんより制度利用の希望と申請への不安が語られました。
- ③申請には同行すること、扶養照会をするかどうかは自分の希望を言えること、必要な社会保障で誰もが受ける権利があるということをお話ししています。
- ④事前に市役所に連絡の上、申請に同行しました。
- ⑤市役所の方には生活保護の「相談」ではなく「申請」をしないと伝えました。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

生活に困窮していて助けが必要ながらも、なかなか言い出せずにいたKさん。今後どうなってしまうかわからない不安の中で、ようやく相談に訪れた時には、これまで困っているながらもそれを誰にどう話していいかわからなかったそうです。制度の説明の後には一人で役所に行く不安であったり、生活保護を受けると家族に連絡をされてしまう、社会でのけ者にされてしまう等の不安を語られています。必ずしも扶養照会をされてしまうわけではないこと、支援者も市役所に同行すること、生活保護は権利であることを伝えると少し安心しています。

#### サポート後の振り返り

生活困窮者自立支援制度による家賃給付申請も考えましたが、Kさんの場合はライフラインの現金給付が至急必要であるのと、精神科通院も必要であるために生活保護の申請のお手伝いをしました。もし住居を失ってホームレスになってからだと、生活保護の申請をする際には無料定額宿泊所や簡易宿泊所といった施設での生活を勧められる場合が多いので、住居があるうちに相談に繋が

ってよかったです。

## 用語・解説

### ・扶養照会

生活保護を申請しようとする人や、生活保護で暮らしている人の3親等内の親族に対して行われる、援助可能ですか？という問い合わせのこと。

### ・無料低額宿泊所

第二種社会福祉事業「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」という条文に基づき設置される施設で、路上生活者等が生活保護受給の際に福祉事務所の指示により利用をすることが主である。

### ・生活困窮者自立支援制度

一定の住居を持たない方に、一定期間宿泊する場所や食事などを提供しながら、住まい探しや仕事探しなど安定した生活に向けた支援を行います。また自治体によっては、子どもの学習支援、保護者へ進学助言などを行います。自治体ごとにそれぞれの取組みがあります。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

生活保護は重要なセーフティネットのひとつですが、生活保護に対する誤解や偏見も少なくありません。悪意なく生活保護を利用しないですむようにという言い方をしがちですが、これが生活保護への偏見を強めることにもつながっています。一方で、生活保護を利用したくないという本人の意思を尊重することも大切です。本人に強く勧めたり説得が必要な場面もあると思いますが、権利である以上、利用するかしないかの決定権は本人にあります。

### アフターケア事業

生活保護の担当職員は必ずしも福祉に精通している人ばかりではなく、たくさんの方の生活保護に関する相談、申請に対してある程度マニュアル的な対応にならざるを得ない実情もあります。社会的養護を経験した若者の実情に配慮した説明等を当然には期待しにくい部分もあるため、職員の同行や場合によっては事前の根回し、説明等によるサポートも考えていく必要があります。

## 弁護士

子ども若者の一部には SNS 等の影響で、生活保護をなかなか受け入れにくいという場合もありますが、自立のための一歩目として誰もが使えるものです。また、生活保護以外に使用できる制度、資源についても、早め早めに伝えていくことが大切です。



「困難な状況における退所後ケア事例」

### ⑬グループホームから地域生活への移行

#### 事例

Lさんは療育手帳B2（軽度知的障害）を所持しています。特別支援学校を卒業後、障害者枠で就職をして、住まいはグループホームを選択しています。20歳の時には障害者基礎年金申請をしています。今回の相談内容は、Lさんがグループホームでの生活に合わせるのがつらく、生活や就労状況にも支障が出ているということでした。現在は多くの支援者の関わりの中、地域での1人暮らしを開始しています。

#### サポート

退所後は施設、特別支援学校、障害者就労支援センターで定期的に会社訪問を行っていました。また施設職員は定期的に訪問し、Lさんとグループホームで面会をしていました。

- ①通院同行や本人からの相談、職場、障害者就労支援センターとのやり取りをしました。
- ②援護元自治体→転居先自治体への移管・引継ぎをしていただきました。
- ③相談支援事業所は年2回のモニタリングのみ関わっています。
- ④障害者就労支援センターによる職場訪問。
- ⑤転居先でのサポート横浜市独自の支援「自立生活アシスタント事業」を活用しています。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

- ・持病の為、通院に行きたいがグループホームでは対応が難しいと言われたので、出身施設の職員と一緒に行って欲しいです。
- ・グループホームを変わりたい、生活や援助に疑問や不満があり、世話人へは不満を言えない、言っても言い返されてしまい、グループホームに居づらくなってしまうそうです。

#### サポート後の振り返り

本人と面会をしたり、通院同行などもしていたためLさんがグループホームでの生活がうまくいかなくなっていることを聞くことが出来ました。関係機関と

の連携の中で、地域での一人暮らしに移行することができて良かったです。また職場が特例子会社だった為、普段から細かな対応をしてくれて大変助かりました。

## 用語・解説

### ・相談支援事業所

サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しやモニタリングを行う。

### ・就労支援センター

障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置されている。

### ・障害基礎年金

病気や怪我で、法令により定められた障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給される。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

障害福祉制度は、18歳以降の生活をサポートするための重要な制度のひとつです。ただ児童福祉制度とは制度の仕組みや文化、考え方において異なる部分も多いため、相互理解が重要です。

## 弁護士

障害福祉制度へのバトンタッチに向けて、児童福祉と障害福祉のすりあわせが不可欠です。児童福祉は子どもを大事に思うため、丁寧なかかわりを求めてしまいますが、大人になるとそうも行かないことも多いです。しっかり引き継いでいくために児童福祉と障害福祉の連携に向けて十分な協議が必要です。



「困難な状況における退所後ケア事例」

#### ⑭ 精神科通院の開始・地域連携

##### 事例

児童養護施設を退所後、障がい者就労をしていた M さんは、出勤時間に関わらず遅刻・無断欠勤が続き職場より退職の勧告をされました。職場の人事担当者から施設職員宛に相談があり、これまで数年はサポートしてきたが会社として限界とのことでした。

##### サポート

M さん本人より、出勤時間の調整や寝る時間の調整、目覚まし時計を増やすなどしても起きられないと相談がありました。退職しても勤務時間に出勤できないと就労が難しいということから、精神科医療受診を検討しました。今後は生活保護申請の可能性もあり、生活保護対応可能な精神科病院を探しました。

①精神科受診に向けた病院探し

②通院同行（施設の職業指導員→CSW へ徐々に移行）

##### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

一度寝るとなかなか起きられない。夜更かししていなくても起きられません。目覚まし時計を増やしても起きられません。もしかしたら自分は何かの病気なのではないでしょうか。時間通りに出勤できないので、どの仕事も続けていくのが難しいです。

##### サポート後の振り返り

新規の患者、そして生活保護対応の病院を探しましたがなかなか見つかりませんでした。療育手帳取得時の小児精神科に相談したところ、そこで受け入れていただくことができました。職業指導員による毎回の通院同行は勤務上難しい為、市社協の地域福祉課に配置されている CSW（コミュニティソーシャルワーカー）に同行を依頼しました。CSW が相談しやすい方とのこと、今は暮らしの相談も CSW にしているようです。

##### 用語・解説

・CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

CSW とは、地域の皆様のさまざまな困りごとに対して、既存の法制度では支援することの困難な「制度のはざま」の問題を、「個別支援」と「地域支援」の視点から支援を行い、支えあいの地域づくりのお手伝いをする地域福祉の専門職です。

#### ・地域福祉

地域福祉とは、地域社会における福祉の問題についてその地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいくという考えです。

### 一言コメント

#### アフターケア事業

地域単位での福祉を考えていくというのが現在の社会保障制度全体の考えの潮流です。児童福祉は地域から分離・保護して専門機関で支援するという性格が強いため、地域福祉とは距離があるのが実情です。アフターケアとは社会的養護を経験した若者の地域生活への移行を支えるための支援でもあり、地域福祉の観点がより重要となってきます。

#### ソーシャルワーカー

地域福祉といふとなにか特別な領域のように思えるかもしれませんが、これまでも施設の FSW さんが地域の子育て相談を行ってきたように、児童福祉の中でも地域福祉の実践は行われてきました。今後はより、地域とのつながり、相互作用を意識し、地域の様々な支援者、社会資源と顔の見える関係をつくっていくことが重要です。

#### 弁護士

地域連携に加え、本人のための後ろ盾が必要な場合は、成年後見、補助、補佐の申請を考えても良いかもしれません。



## 「困難な状況における退所後ケア事例」

### ⑮ 希死念慮、自傷へのケア

#### 事例

アパートで一人暮らしをする N さん、かつて自殺未遂を試みたことがあります。担当職員の携帯やアフターケア事業所に連絡をしては死にたい、消えたいという連絡をしたり、時折オーバードーズやリストカット等の自傷行為等がみられます。食事拒食があつて、体重が減っていくことが心配です。

#### サポート

- ①お話を聞いてまず受容をします。聞く時間を取れないときは次回の約束を決めます。
- ②自傷をしたと連絡をもらえた時には、程度の確認や手当の声掛けを淡々としています。
- ③精神科通院、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療申請の同行をしました。
- ④訪問看護（服薬管理）利用、相談支援事業所やアフターケア事業所と情報共有をしました。
- ⑤入院の必要性の基準は同行時に Dr に相談していますが、N さんは入院に同意しません。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

生きていることに意味はないし、いつ死んでもいいと思っている。働けもしないこんな自分なんか迷惑をかけていると思うし、話を聞いてくれる職員さんに負担をかけてしまって申し訳ないと語られます。全くそんなことはないよと伝えているのですがなかなか言葉が届かない状況です。

#### サポート後の振り返り

もし自傷をした時にはそれを責めたり、やめさせようとするのではなく、手当やケアの声掛けを優先して淡々とやり取りをして、その後に N さんから話される不安であったり孤独な気持ちについて聞いています。私はただ聞くだけしかできず、何もできないでいるのですが・・・ただ何とかつながりは保てています、今はそれしかないかなと思っています。

## 用語・解説

### ・精神科への通院同行

本人より依頼を受けて実施。短い診察時間の中で本人がひとりで主治医に対して具体的に症状を伝えたり、医師の話を的確に聴きとることは難しいことです。同行することで本人が安心して通院を継続できることはとても大切です。

### ・入院の種類

任意入院（本人同意）

措置入院（自傷他害の恐れ、知事の決定）

医療保護入院（家族等同意）

応急入院（本人、家族同意なし、精神保健指定医判断72時間限度）

緊急保護入院（自傷他害の恐れ、正規の措置入院が取れない場合。72時間）

### ・精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法が定めたもので、症状や生活における支障の程度に合わせて1級から3級の障害等級に区分。対象となるのは初診から6ヶ月以上にわたって精神疾患があり、そのことで生活に制限がかかっている場合です。

### ・自立支援医療証

原則として医療費の1割を自己負担する制度、障害福祉課で申請。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

精神症状で苦しむ若者もいます。難しいのがこうした精神症状は人によって症状の表れ方が違っていたり、日によって波があったりするため、見過ごしてしまったり、状態を見誤ってしまったりすることも少なくありません。支援者側が感情的になったりすることは逆効果なことも多いので、淡々と関わりながらも必要に応じて医療機関や保健機関と連携していく必要があります。

## 弁護士

支援者自身が、負担を感じて倒れてしまうこともあります。どこまで対応しても大丈夫か、距離感を理解し、自らの許容度を超えてしまうことがないように、支援者自身のケアも大切です。

## アフターケア事業

従事している中では様々なことが起こりうるものです。何かあったときのケアワーカーへのケアを考えていくことが大切です。



## コラム

### 児童養護施設等とあすなろサポートステーションの連携

あすなろサポートステーション

所長 福本啓介

あすなろサポートステーションは、神奈川県委託の社会的養護自立支援事業で、現在はアフターケアや自立支援に関連する 10 種類のサポート(p.46 参照)を実施しています。平成 26 年度より社会福祉法人白十字会林間学校に運営委託をされて開所をしています。その最大の特徴は県内各施設等との連携で、各施設等にあすなろサポートステーション（以降あすなろと表記）との窓口になる「あすなろサポーター」が配置されていることです。

あすなろサポーターは施設等の職業指導員や自立支援担当職員が担っています。事務局を務めるあすなろ連絡会（毎月開催）を通して施設等との横の繋がりが作りだけでなく、日々のサポートやケアにおいても施設等と良好な関係を築けるような連携の意識をしています。ひとつ例を挙げると、施設訪問、あすなろ見学ツアー、利用登録、児童向け研修、自立支援のサポート等、退所後の相談に繋がるための選択肢として入所中からの児童との関係作りにおける協力体制があります。

これまでの施設等との連携の積み重ねの中で、令和 2 年度集計によると、あすなろでは年間のべ 4,066 名の相談支援を実施しており、その半数以上が退所者等本人からの相談となっています。これは在園中からの関りを含めて、児童養護施設等との連携による退所後のケアを行うことにより児童・退所者とのゆるやかな関係作りが大切になされてきたためと思われます。しかしながら、退所後間もない退所者との、日々の声掛けのやりとりや日常の暮らしのサポート等のケアの関係を築きやすいのは、これまで関わっていた施設等の職員さんや里親さんである場合がほとんどです。退所者等本人にとっての選択肢のひとつとして、あすなろがアフターケアを担うだけでなく、施設等の職員さんや里親さんが細く長く継続してアフターケアをできるための間接的な関わりや、支援

者の頼り先としての役割も大切にしていきたいと考えています。

支援者の頼り先の大切さ、そういった思いに至る理由のひとつを挙げます。困難な状況に陥ったケースを抱え、また組織の中で孤立した状況になり疲弊した様々な支援者が、あすなろに退所者を連れてきてくださることがこれまで何度もありました。福祉従事者としての支援者が、正しく支援をするための専門的な仕組みや工夫は様々取り組まれています。とりわけ「支援者へのケア」の大切さは見落とされているのかもしれませんが。

こどもと同じく、支援者を含めたおとなも失敗したり間違えるものです。専門職による正しいケアや支援だけが、こどもを育むとは限りません。ケースとして正しく見立てることができて、課題解決に向けて最短距離の支援方針に基づいて、多職種による連携を作っていくことができたとして、果たしてそれだけでよいのでしょうか。おそらく一番こどものそばにいるはずの私たち福祉従事者に求められるのは、そういった正しさだけでないと思います。

これからきっと、様々な自立支援や退所後支援の制度やしくみが整ってくるのだと思います。もちろんそれはとても素晴らしいことです。私たちはもっと制度を学んで、情報を集めて、こどものもとに新たな制度が届くように努めていくことが求められます。それでも、私たちが決して忘れずにいたいのは、まず何よりこども本人の主体性や意向を大切にしながら、本人の体験として根付くように、時に間違い、頼り、共に育ちあうようなトライアンドエラーを、安心感の中で繰り返していくことです。ゆるやかに、くらしの中で、細く長く関わりつづけるなかで、何度でも繰り返すのです。

そんな当たり前の関わりのおのケアの日々にこそ「そだちなおし」ともいうべき、私たちの目指す自立支援があるのかもしれませんが。



## 【あすなろサポートステーション事業の10種のサポートについて】

### ①情報収集、発信

退所者支援に有用な情報収集及び発信。退所者への連絡、訪問、問題早期発見等。

### ②児童研修

生活、就労、進学など退所を見据えた自立支援研修を実施する等。

### ③児童交流

ステーションのラウンジを活用した交流の場、情報交換。

### ④相談同行

支援対象となる児童が抱える金銭、就労、住居、人間関係等の様々な問題に対して各支援機関との連絡調整を行うとともに、本人に同行、アドバイス等を行う。

### ⑤サポーター養成

職業指導に関する研修、県所管域関係機関（職業技術校等）の見学会などの研修を実施する。本業務を実施する中で習得した技術や知識をフィードバックする。

### ⑥就労支援

就労支援コーディネーターを配置する。事業主向け説明会を実施するなど、施設退所児童について理解を求める取組みを行う。就労支援を実施する。

### ⑦自立支援コーディネーター事業

社会的養護自立支援事業の支援全体を統括する自立支援コーディネーターを配置。継続支援計画を作成し、児童の自立に向けた円滑な支援を行う。

### ⑧医療連携支援事業（R3年11月～）

公認心理師等を配置、医療機関等との連絡調整や同行支援の実施など、メンタルケアをはじめとした支援が必要な場合、適切に医療を受けられるよう支援する。

### ⑨法律相談支援事業（R3年11月～）

金銭トラブル、契約トラブル等にあった場合に適切に支援できるよう、弁護士等を配置し、法律相談を必要とする状況になった場合に適切に対応する。

### ⑩アウトリーチ生活支援強化事業（R3年11月～）

連絡の途絶えがちな退所児童等に対し、積極的かつ丁寧な働きかけを行い、定期的に連絡、現況把握を実施し、支援が必要な場合には適切に支援を実施する。



## 社会福祉法人白十字会林間学校 について

1917年に設立された社会福祉法人白十字会林間学校は、2017年で創立100周年を迎えました。1998年の児童福祉法の改正により、虐待児施設から児童養護施設となり、現在では茅ヶ崎市委託の子育て短期支援事業「こどもショートステイ、トワイライトステイ」も行っていきます。その他、2006年には自立援助ホーム「湘南つばさの家」、2014年には神奈川県委託の児童養護施設等退所者アフターケア事業「あすなるサポートステーション」が開設されました。

### 社会福祉法人白十字会林間学校 あすなるサポートステーション

平日 / 10:00 ~ 17:00  
土 / 13:00 ~ 20:00

休館日  
日曜日

〒251-0047  
神奈川県藤沢市辻堂2-5-10  
シエームスタウン隣の森 301  
Tel. 0466 - 54 - 8917  
Fax. 0466 - 54 - 8942  
shonan.asunaro@gmail.com  
www.shonan-tsubasa.com/asunaro/

Facebook 随時更新中



社会福祉法人白十字会林間学校

あすなる  
サポートステーション

神奈川県委託社会的養護自立支援事業

## 社会的養護自立支援事業とは？



児童養護施設等を退所した児童の社会的自立を支援する事業です。神奈川県からの委託で社会福祉法人白十字会林間学校が運営しています。

## 自立支援コーディネーター事業とは？



児童養護施設等、児童相談所、あすなるサポートステーションが連携しながら、本人の希望に応じて、本人参加のもと退所後の継続支援計画を作成する事業です。

## あすなるサポートとは？



あすなるサポートステーションと各児童養護施設等を繋ぐ、各施設に配置された職員さんです。

## わたしたちの6つの活動



## あすなるサポートステーション'S PHOTOS



広々としたダイニング



落ち着いた相談室



あすなるでの相談風景



児童研修の様子



和やかな土曜の食卓



「退所者女性へのケア事例」

## ⑩ 若年での妊娠・予期しない妊娠

### 事例

○さんはアルバイト先の男性と親しくなり、妊娠していることが判明しました。相談時は妊娠12週で○さんは未成年でした。

### サポート

他の施設退所者が○さんから打ち明けられ、どうしたらいいかと施設の職員に相談してきました。○さんには親を含めて頼れる親族はおらず、相手の男性には結婚の意思がありません。

- ① ○さん本人の気持ちをよく聞きました。
- ② いくつかの選択肢について情報提示をして、意思を確認しています。
  - a 産んでひとりで育てる
  - b 産んで乳児院、母子生活支援施設、里親委託や養子縁組を利用
  - c 中絶する
- ③ ○さん本人は迷った末に中絶を選択しました。
- ④ 未成年であり妊娠週数が中期のため、対応可能な病院を見つけることが難航しましたが、中絶手術を実施しました。
- ⑤ 弁護士が交渉し、相手男性が中絶費用を折半で負担しています。
- ⑥ ○さんは毎年、水子の供養に行っています。

### 用語・解説

・認知

婚姻外で生まれた子を自分の子と認めること。

未成年未婚出産時の親権は母親の父母が代行する。

・中絶費用

初期（0～11週）…約10～20万円程度（日帰りが多い）

中期（12週～21週）…約20万～50万円程度（入院必要）

費用は病院によってまちまち。中期は陣痛を起こして出産させる方法を取るため、死亡届や火葬して埋葬届が必要。「出産育児一時金支払い制度」を使うことができる。

・特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

・特別養子縁組

親を必要としている子供を家族として迎え、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度（生みの親との法的な親子関係は解消）

### 相談機関

- 1 妊娠 SOS かながわ
- 2 医療機関
- 3 市役所等（出産後の子育て）
- 4 法テラス（パートナーとのトラブル時に民事法律扶助を利用して弁護士を依頼したい場合）

### 一言コメント

#### ソーシャルワーカー

若年での妊娠や予期しない妊娠に関する相談では女性本人のサポートだけでなく、パートナーのサポートや生まれてくる子へのサポートも必要になってくるため、より複雑となります。特に DV や児童虐待のおそれなどで女性本人とパートナーや生まれてくる子との間に利害の対立が予想されるような場合には、誰がどのような立ち位置でサポートするか役割分担がより重要となってきます。リスクが高い場合には本人の意思に反する緊急の対応が必要になることもあります。そうした判断、対応が適切にできるようにするためにも、複数の支援者と一緒にチームで考えていくことが大事です。

### 弁護士

未成年で未婚の出産ケースでは親権者が母方祖母になるので虐待ケース等の場合は注意が必要です。医療同意が祖母になるために調整が難しくなることもあり、出産前から十分に母に説明した上で祖母との接触を行う必要があります。

「退所者女性へのケア事例」

## ⑰ 女性相談と保護施設の利用

### 事例

児童養護施設を退所した P さん。同棲している交際相手との関係が悪化していきませんが、離れたくても行くあてがありません。交際相手からの暴言や暴力、P さんが風俗業で働いたお金の使い込みがどんどんエスカレートしていきませんが、離別のやりとりをすることに身の危険を感じた P さんはアフターケア事業所に相談しました。

### サポート

- ①P さんの状況や被害について丁寧に聴き取りをしました。
- ②女性相談（婦人相談所）窓口で相談同行をしました。保護施設入所へ。
- ③約 1 ヶ月施設入所、提供される生活支援や自立支援を受けました。
- ④退所後の住居設定、生活保護申請と住居探しをサポートしました。
- ⑤住居が見つからないまま施設を退所することになり、出身施設の職員寮での一時受け入れをお願いし、受け入れていただきました。
- ⑥支援措置の申請の同行をしました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

それまでは誰と付き合っても交際相手がそうになってしまう、自分が悪いのですよねと苦笑いをしていたが、きっかけとしてお金に困っているというお話を丁寧に聞いていくと、無職の交際相手によるお金の使い込みや暴言・脅し等があったことが語られました。それは暴力であり、P さんは悪くないことを伝えて、離れるための場所があることを伝えると、とにかく今すぐ離れたいという意思が確認できたので女性相談に予約を取って同行しました。

### サポート後の振り返り

交際相手に依存しがちな印象はありましたが、状況をお聴きできてからは、スピーディな対応を目指して意思確認と同行の連続でした。役所に同行した際に、全面的に味方になってくれると思っていた女性相談員さんから厳しめな声掛けをされたのは意外でした。男性から逃げたくて相談しているのに、保護施設の厳しい規則に加え、保護から抜けるためにはしっかり働いて自立を目指す

ようにと言われた時には、本人の決意がかなり揺らぎました。同行していなければ、男性のところに戻ってしまうか、別の選択をしていたのかもしれませんが。

## 用語・解説

### ・ 婦人相談所（女性相談所）

売春防止法に基づいて各都道府県に設置されています。18歳以上の女性に関する様々な相談や配偶者間の暴力に関しても相談・保護に取り組んでいます。18歳以上の若年女性が利用しうる公的相談機関のひとつです。

### ・ 婦人保護施設

売春防止法に基づく保護施設です。家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を対象としています。利用するためには婦人相談所を経由しての申請が必要です。DV等から避難してきた女性を保護する性質上、規則等が厳しい事があります。

### ・ 支援措置

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、これらの行為の加害者が被害者の住所を探索することを目的として住民票の写しや戸籍の附票の写しを取得することを制限する制度です。支援措置の申請は各市町村窓口で行う必要があります。

## 一言コメント

### アフターケア事業・ソーシャルワーカー

成人女性の相談機関としては婦人相談所やDV支援センターがありますが、若年女性のニーズには必ずしもあっていないという実情があります。現在、国においてこうした女性支援の仕組みを改めていくための議論がなされています。

国の通知によると、支援措置に関して児童相談所の措置解除後も引き続き支援措置（閲覧制限）が必要な場合は、適切に手続きをするよう書かれています。また意見書は警察や児童相談所、DV相談だけでなく、出身施設や現在関わっている支援団体（アフターケア事業含む）等でも可能というような表記です。もっと利用されてよいものと思います。

### 弁護士

支援措置だけでなく、住民票の非開示や支援者間の情報共有について示し合わせがとても大切です。

「退所者女性へのケア事例」

## ⑱ 性風俗ではたらく退所者へのサポート

### 事例

Qさんは施設退所後、職を転々として現在は性風俗業で働いています。働き始めた頃はお客さんもたくさんついて稼ぎも多かったのですが、最近はお客さんも減り、出勤しても全く稼げない日もあるようです。もともと抑うつ症状が酷いため、出勤も制限したいのですが、働かないと借金や生活費を払えないという不安から無理をして毎日出勤をしている状態です。

### サポート

- ①まずは現在の家計状況の整理をしました。
- ②月合計では20万円の収入があるものの、ほぼ毎日出勤していて時給換算すると最低賃金並にしか稼げておらず、交通費等を差し引くと赤字状態であることが判明しました。
- ③出勤の日数を半分に減らして、通院や休息の時間を確保することを提案しました。
- ④障害年金や自立支援医療を申請・受給することで、家計状況を改善し、現在は通院もしながら無理のない範囲で性風俗の仕事が続けています。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

性風俗で働いていることを出身施設の職員に話したら怒られるのではないかと心配をしている様子でした。また、性風俗を続けることには限界を感じている様子でしたが、かといって完全に辞める意思までではないようで、昼間の仕事に転職したり、生活保護等を受けたりすることにも抵抗がある様子でした。

### サポート後の振り返り

性風俗で働く理由は様々ですが頭ごなしに性風俗で働くことを否定したり、辞めさせようとしないうちに心がけました。また性風俗で働かれている方は自分が実際にどれくらい稼げているのか、稼げていないのかを正確に把握できていないことが多いので収入や支出を1日単位で細かく確認していくことが有用です。

## 用語・解説

### ・性風俗業

風営法が規定するデリヘル、ソープランド等の業態の総称。楽に稼げるイメージが強いが近年は競争が激しくなっていて簡単には稼げない業種になっています。法律上は雇用ではなく個人事業主扱いになるため、自ら収入を管理して税務申告や納税が必要です。

### ・風テラス

全国各地、オンライン等で展開される性風俗業で働くひとを専門にした相談窓口。ソーシャルワーカーと弁護士による総合相談で生活面・法律面双方の助言を受けることができます。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

一言で性風俗と言っても業種や店舗によって事情は異なり、また性風俗で働く理由も様々です。どうしても悪いイメージや早く辞めさせたいという気持ちが先走ってしまい、肝心の本人の気持ちやニーズが置き去りにされやすいです。

また、性風俗で働いている人の相談の多くは、昼間の仕事等で働いている相談と変わりありません。ただ、性風俗で働いているということを負い目のように感じていて、それが相談のつながりにくさに影響しています。

## アフターケア事業

コロナ禍で最も大きな影響を受けた職種のひとつです。多くの方が仕事や住居を失うなどして、サポートを必要として相談に繋がりました。



「弁護士との連携による退所後ケア事例」

## ⑱ 金銭管理（本人委託金銭管理・あんしんセンター・後見人等）

### 事例

普通科高校を中退して、軽度知的障害の障害者手帳を所持している Rさんは、引き続き施設で生活しながら一般就労と一人暮らしを目指しています。退所後の金銭管理について不安があり、日常生活の家計相談や契約トラブルの時の相談相手が必要です。施設入所中は施設で通帳や印鑑を預かり、お小遣い帳をつけてきました。

### サポート

- ①Rさんとお話をして、退所後の生活をイメージした一人暮らしの練習を行いました。
- ②すると、金銭管理に課題があることがわかりました。
- ③Rさんも困り感として感じていたので、金銭管理をどのようにして行うか検討しました。
- ④外部に金銭管理を依頼できるのか、社会資源の調査をしました。
- ⑤Rさんの希望で、一定期間は施設で退所後の金銭管理を実施することになりました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

グループホーム入居を希望せず、一人暮らしを希望。一人暮らしをする上で何が不安かを自活訓練室にて生活体験をしてシミュレーションしたところ、お金があればあるだけ使ってしまい、お金がなくなって困っては担当職員に連絡をして追加で金銭支給をすることが続きました。振り返りの中で Rさん自身もお金の管理に不安を感じて言葉にしています。

### サポート後の振り返り

グループホームで暮らすことを望まれました。Rさんの意向を大切にしてい地域での暮らしを想定した自活訓練を実施しましたが、お金のところさえクリアできれば、何とか暮らせそうという感触を Rさんも職員も得ることができました。本人の生活する力と課題に事前に気がつけたことはよかったです。

## 用語・解説

### ・あんしんセンター（日常生活自立支援事業）

判断能力が十分でない障がい者や高齢者の方の書類の預りや日常的な金銭の管理をご本人との契約に基づき、社会福祉協議会が支援します。本人に契約能力があることが必要で、本人との契約締結前に、専門の委員が契約締結審査会で審査します。

### ・後見人・保佐人・補助人

後見相当・・・常に判断能力がない（民法7条）

保佐相当・・・判断能力が著しく不十分（民法11条）

補助相当・・・判断能力が不十分（民法15条）

### ・金銭管理委託契約

本人からの依頼により、契約を交わして出身施設等で金銭を管理すること。本人に判断能力があることが前提。 ※資料①参照（契約書フォーム例）

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

本人の財産は本人が自分の責任で管理することが望ましいですが、なかにはそうした管理が苦手で他人の管理に委ねたほうが良い場合もあります。ただ、金銭管理はやりかたを間違えると本人の権利侵害にもつながる危険があるため、施設等による金銭管理は必要最小限に留める配慮が必要です。また、仮に金銭管理を実施するとしても本人との間での金銭管理契約を締結する等して金銭管理の根拠やルールを明確にしていく必要があります。ただ、日常生活で近い立場で関わる支援者が本人の金銭管理をすることには難しさもあるので、日常生活自立支援事業や後見制度等の利用も検討していく必要があります。

## 弁護士

軽度知的障害等で金銭管理が難しい人には、退所のタイミングを見越して未成年の間に未成年後見人（保佐・補助）をつけることを検討すると良いでしょう。保佐等を選任し、細かい項目ごとチェックを入れていくと支援のイメージがしやすいです。保佐・補助であれば、未成年でも本人申し立てができます。

「弁護士との連携による退所後ケア事例」

## ⑳ 多重債務と自己破産

### 事例

Sさんは大学卒業後、就職をした際にクレジットカードを作りました。当初は電話代の支払いにあてるくらいでしたが、徐々に生活費や趣味の買い物に使うようになりました。返済はリボ払いに設定していたので、月々の返済額は負担ではなかったのですが、気がつけば限度額いっぱいになっていたため、また新しいクレジットカードを作りました。その後仕事を続けられなくなったことで、クレジットカードによる現金借入もするようになり、気がつけば借金の返済に追われるようになっていました。

### サポート

- ①現在の借金の総額をよく把握できていなかったため、請求書類を集めて借金の総額を確認しました。
- ②現在の収入がいくらで、今後生活を維持しながら借金を返済していくためには何年かかるかをシミュレーションしました。
- ③弁護士の相談につないだところ、これは自己破産を検討する必要があるレベルであると指摘を受けました。本人はしばらく迷っている様子でしたが、1ヶ月後に自己破産手続を正式に依頼することにしました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

Sさんは相談当初は今月の支払さえなんとかできれば、すぐに就職をして支払っていけると考えている様子でした。ですが、実際には借金総額は既に200万近くあり、これまでも借金で借金を返しているような状態であることまでは認識できていませんでした。はじめは自己破産にも抵抗があり、なんとか返していきたいという考えでしたが、相談を何ヶ月か続けていく中で支払いが困難であるという考えに変わっていきました。

### サポート後の振り返り

借金を返したいという本人の気持ちを受け止めつつも、貴重な20代を何年もかけて借金返済のためだけに過ごしていくよりも、若いからこそ、早い段階で一度借金をリセットして生活を建て直し、再スタートをした方が中長期的にみ

れば有益であるということをお伝えしました。

## 用語・解説

### ・リボ払い

クレジットカードの返済金額を月額 5000 円等の低額に固定する支払方法。その代わり高い利息が設定されているため、総額では利息を含めて倍近い金額の返済が必要になること、借金をしているという意識が薄くなり気がつけば限度額いっぱいの高額の借入につながりやすいといったリスクがあります。

### ・自己破産

借金を法的に返さなくてよい状態にする制度です。生活再建のための制度ですが、持ち家や車等を持っていけば手放さなければいけません。

## ソーシャルワーカーより

多重債務は誰もが陥りがちなトラブルです。慌てず、借金の総額や現在の生活状態等を見極めていく必要があるでしょう。本人自身が多重債務状態であることを正しく認識できていないことも珍しくないため、自己申告だけでなく領収書類を見ながら細かく確認していくことも必要です。

また多重債務の原因がなんらかの依存症状だったり、障害特性からくる金銭管理の苦手さ、あるいは親族や友人等からの無心に起因していることも珍しくありません。こうした本人の力だけでは対処が難しいような場合には、お金だけでなくその人の生活全体へのサポートを考えていく必要があります。

## 一言コメント

### 弁護士

気軽に早めに弁護士に相談してくださいね！

### アフターケア事業

法テラスに相談でも良いですし、令和3年度～あすなろにも弁護士が配置されていますよ。まずは気軽にご相談をお待ちしております。

「弁護士との連携による退所後ケア事例」

## ② 相続（相続放棄）・遺族年金

### 事例

Tさんは施設退所後、就職をして生活を送っていたところ、自宅に身に覚えのない督促状が届きました。内容を確認してみると自分の父親が最近になり亡くなり、生前にサラ金会社からの借金について相続人であるTさんに対して請求をしてきたというものでした。Tさんはどのように対応すればよいのか困惑して出身施設職員に連絡をしました。

### サポート

- ①サラ金会社には弁護士に相談をするので返答を待ってほしい旨連絡をしました。
- ②弁護士に相談をしながら、相続放棄のための書類を作成、家庭裁判所に提出をしました。数週間後に家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」が届きました。
- ③サラ金会社に対して、上記通知書のコピーを送付して、相続放棄をしたため、父親の債務を負わないことを説明しました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

突然、身に覚えのない高額な借金の請求を受けて困惑している様子でした。また、これまで全く関わりのなかった父親の話が急にでてきたこともショックのようでした。

### サポート後の振り返り

相続放棄の手続自体は裁判手続の中では比較的簡単な手続ですが、それでも父親の戸籍を辿る等して必要書類を集めたり、管轄の家庭裁判所を調べて、書類を提出する作業をひとりで行うことは困難だったと思われます。弁護士からの助言に従い、施設職員が必要書類の取得手続を手伝いました。

### 用語・解説

・相続

民法上、被相続人にあたる親族が死亡するとその配偶者、子、親、兄弟姉妹等

が法定相続人となる。誰が相続人になるかは親族関係により異なるが、法律上の親子関係があれば離婚をした親であっても子は相続人となる。なお、預金や土地、債権だけでなく、債務も相続の対象となる。

#### ・相続放棄

被相続人が遺言を残したりしていた場合を除いては、遺産分割協議を行わない限り被相続人が生前に有していた債務も自動的に相続されることになる。生前に借金だけを残していた場合には、借金を相続してしまうことになるが、相続を希望しない場合には「相続の開始があったことを知ったとき」（借金があると知らなかった場合には借金があることを知ったときから）から3ヶ月以内に相続放棄の手続をする必要がある。

#### 一言コメント

ソーシャルワーカー

相続は実際上の関わりが薄くても法律上の親子関係がある場合には必ず生じる問題です。疎遠であったり、会ったこともない親族名義の借金等の連絡が来ることで驚いてしまうこともあります。相続放棄をするためには家庭裁判所への申述という手続が必要ということを知らず、特に何もしないまま放置してしまっているようなことも珍しくありません。正しく手順を踏めば対処可能なことがほとんどなので、慌てずに専門家に相談をして対応するように助言していく必要があります。

#### 一言コメント

弁護士

時間の期限があるので、期限を意識しながらすみやかに準備していくことが必要です。未成年のために特別代理人を選任する必要があったり、相続すべきかどうかの判断が難しい場合もあるため、まずは慌てずに早めに専門家に相談してください。



「弁護士との連携による退所後ケア事例」

## ② 親権者不在、身元保証人確保対策事業 事例

Uさんの実父は病死、実母は行方不明で、親権者がいません。高校を中退し、本人の希望で施設を退所して未成年で就労、自活をしていくことになりました。

### サポート

- ①就労については、入社前にUさん本人の状況を説明し、就職後も施設と会社で連絡を取る体制を整えました。
- ②就労、アパート契約の保証人について、身元保証人確保対策事業を申請しました。
- ③未成年後見人制度を活用し、必要な手続きと家庭裁判所への引率を行いました。

### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

未成年で自立する時に必要な手続きが何なのかわからないから、職員に手伝ってほしい。

### サポート後の振り返り

- 1 身元保証人確保対策事業は1年ごとに更新する必要があります。
- 2 未成年後見人の申立をする時に、申立に関する書類、添付書類がたくさんあるので時間に余裕を持って対応することが必要です。インターネットに記載例等があるので参考にすると良いです。
- 3 公的な手続きや制度を利用する時は、対応する職員を限定した方が、問い合わせや不備があった時、更新時等に対応しやすかったです。

### 用語・解説

・親

母は必ず法律上の親となるが、父については戸籍に記載されていないこともありうる。再婚相手の継母や継父等は養子縁組をしない限りは法律上の親にはあたらない。

・親権

子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務。本人が未成年の間は親権者もしくは未成年後見人が親権を行使する。

- ・未成年後見人

親権を行う者がいないときに、家庭裁判所への申立を通じて選任される。

- ・保護者・保証人

親権者とよく混同されがちで親権者と同義で用いられていることもあれば、親権者とはまた異なる役割として用いられていることもある。

- ・身元保証人確保対策事業

就職時、賃貸住宅等の賃借時、進学・入学時の保証をする。施設職員が書類等を作成し、措置児童相談所を通して、社会福祉法人全国社会福祉協議会に申請をする。全国社会福祉協議会のホームページから書類等がダウンロード出来る。措置解除後の申請については、まず措置児童相談所に相談する。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

未成年者が自立するに際して親権者の協力を得ることが困難な場合に利用検討できる制度として未成年後見制度があります。未成年後見制度は親権者が死亡や行方不明等の理由で不在であることが要件であり、健在の場合には親権停止等の手続が必要となるため誰でも使える制度ではありません。未成年後見人は親権者としての同意はできても、当然に保証人になれるわけではないため、保証人の確保は別途必要です。自立に際して必要とされているのが親権者の同意なのか、保証人なのかについては予めよく確認しておく必要があります。

### 弁護士

親権者がいない場合は、未成年後見人を選任すべきだという義務規定が児童福祉法にはあります。必ずしも全件に未成年後見人をつけることはできないかもしれませんが、未成年後見人支援事業等を使って、子どもの負担にならずに後見人をつけることができる場合もあるので、子どもの支援者として、つけるべきかを検討してみる必要があります。医療（予防接種含め）が必要だったり、管理するお金が多いケース、施設入所の同意、親族間の調整が必要なケース等にはつけたほうが良いでしょう。

## 「弁護士との連携による退所後ケア事例」

### ② 犯罪へのかかわり

#### 事例

Vさんは、施設退所後、以前お世話になったWさんから仕事の手伝いをしてほしいと頼まれました。荷物を受け取るだけでお金がもらえるといわれはじめはうまい話だと思い引受けてしまいましたが、実際に荷物を受け取ってからこれはもしかしたら特殊詐欺の関係ではないかと思いました。Wさんからは「絶対に捕まったりはしない」「もし捕まっても仲間が助けてくれる」と説明を受けたのですが不安になり、出身施設職員に打ち明けました。

#### サポート

- ①Wさんからの依頼は断り、今後は連絡も取らないように助言をしました。
- ②早急に弁護士に相談をしたうえで警察に弁護士を通じて申し入れをして、預かった荷物も警察に差し出しました。
- ③警察から何度か呼び出され事情を聞かれましたが正直に経過を説明したところ、罪には問われずにすみました。なお、そのWさんはその後、警察に逮捕されたようです。

#### 当時の相談者の言葉・様子・本人意向

自分がもしかしたら犯罪に加担してしまったのではないかと、警察に逮捕されてしまうのではないかととても不安な様子でした。その一方で、警察に話をすることでWに悪いことをしてしまうのではないかとということも心配をしていました。警察に相談をした後もWやその仲間から報復にあうのではないかとということも心配をしていたようです。

#### サポート後の振り返り

今回は、すぐに異変に気づいて相談ができたので大事になることは避けられました。一方、一歩間違えればVさんも後戻りができないような状態になり、警察に捕まっていたかもしれません。また、心のどこかで世話になったWさんを裏切ってはいけない、恩返しをしなければというような思いもあり気持ちが揺れていたため、気持ちを受止めつつも法的に許されないことを諭していく必要がありました。

## 用語・解説

### ・特殊詐欺

近年多発しているオレオレ詐欺等の犯罪の総称。背景には犯罪組織が関係していることもあり、何もしらなくても共犯として疑われて逮捕されてしまうこともある。年々、手口が変化・巧妙化していてすぐには詐欺とわからないことも多い。もし、詐欺だとわかって加担した場合には詐欺の共犯として検挙され、初犯でも刑務所に行くことになる可能性がある。

## 一言コメント

### ソーシャルワーカー

特殊詐欺等は近年増加していて社会的養護経験のある若者が詐欺の片棒を担がされてしまうような事件も残念ながら起きています。よくわからないまま巻き込まれてしまうこともあれば、生活苦の中で危険な話だとわかっていても飛びついてしまったり、お世話になった人からの頼み事で断れなかったりとその経緯も様々ですが、若者の弱みにつけこんだ手口がよく取られます。うまい儲け話に騙されないようにする、不審に思ったら相談をする等の助言を繰り返していくことが大切です。

## 弁護士

18歳19歳の少年に関しては少年法の改正により、「特定少年」として、今までとは異なる対応となります。必ずしも大人と同じように判断されるというわけではありませんが、公開法廷で裁かれることもありえ、場合によっては氏名が報道されることもあり得ます。



コラム

## 18歳成人について

あすなろサポートステーション  
弁護士 安井 飛鳥

令和4年4月1日より改正民法が施行され成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。一番の大きな変化は、18歳、19歳が未成年者でなくなることから親権者の同意等を得ることなく自由に法律行為をすることができることです。

未成年者は、法律行為をする場合には親権者の同意が必要とされています。親権者の同意を得ないで行った契約は、一応有効という扱いになりますが、後で取り消すことが認められています。これは、未成年者のうちはまだ判断が未熟で誤った契約をしてしまう可能性があることから、未成年者について一律で親権者の同意が必要と決めました。

例えば携帯電話の契約を本人がする場合には親権者の同意が必要となります。成人年齢引下げにより18歳の若者は自らの親権者の同意を得ることなく自らの名義で契約ができるようになります。ただ、親権者の同意が不要になるということは、今後18歳で行った契約は取り消すこともできなくなるということでもあります。今まで以上に、在園中から不要な買い物をしてしまったたり、消費者トラブルにあったりしないような形での練習や教育が重要になってくるでしょう。

また、自立のサポートとして未成年後見人をつけるような運用がなされていましたが、今後は18歳以上の年齢で未成年後見人をつけることもできなくなります。障害のある方については補助人や保佐人、あるいはアフターケアに関する他の制度を活用する必要があります。

なお、今回の法改正はあくまで民法の成人年齢に関する規定が改正されるだけなのでそれ以外の法律や理由による制限はこれまでと変わりません。例えば、酒、たばこ、賭博に関する制限や大型免許の取得、養親になれる年齢はこれまでと同じです。

その他、難しい問題として今後は施設在所中に成人年齢を迎えるようになります。それまでは施設にいる間は子どもとして接していましたが、今後は同じひとりの大人として接していく必要があります。その一方で、児童福祉法上の支援は成人年齢の引下げに関係なく行っていく必要もあります。この関係をどのように考えていけばいいのでしょうか。18歳を迎えた「子ども」や今後18歳を迎えようとする「子ども」との接し方、向き合い方についても改めて考え直していく必要があるのかもしれない。

## 自立支援と他機関連携

藤田戸田法律事務所  
弁護士 藤田 香織

### 1. 他機関連携とは

最近、「他機関連携」という言葉をあちこちで聞くようになりました。「他機関連携をしましょう」とひとくちに言っても、一体どうすれば良いか分かりませんし、連携のための会議をすればそれだけ時間を取られますし、それぞれの持ち場でできることをすれば良いじゃないかとも思ってしまいます。

私は、他機関連携とは、①子どもを見守る「目」を増やすこと、②現状を打開するために知恵を絞る「頭」を増やすことだと思っています。①立場や専門性が異なる複数の機関が子どもを見守れば、子どものSOSを見逃す機会が減ります。また、②得意分野が違う機関で話し合いをすれば、良い知恵が浮かんだり、より多くの支援者につながるができます。

自立支援にあたっては、児童福祉分野、障害福祉分野、女性相談、生活保護、弁護士等等、様々な機関の手を借りて、子どもを社会に送り出すこととなります。なるべく多くの目と頭をチームに引き込んで支援の層を分厚くすることは、今後の子どものために大きな力になります。関係する機関の職員のかたがたは皆プロであり、「専門職」です。それぞれが、高い専門性を持って、他機関と渡り合い、子どものためにタッグを組んでいくこととなります。

### 2. 専門性が異なる職種同士で会話をする難しさと、専門職同士でタッグを組む強み

福祉と障害、法律分野などの他職種で話をすると、普段仕事をしている同業の人とは常識も、使う言葉も違い、外国に来たかのような気持ちになります。自分が知らないことを当然知っているように話を進められて当惑したり、反対に当然に知っていてほしい前提の常識を知らなくてイライラしてしまうこともあると思います。

経験上、その常識のすりあわせをするなかでいい知恵が出てくることが多く、勇気を出して「あなたが言っていることが全然分からないんです」と言って教えてもらおうとその分相互理解が深まるように思います。お互いにプロ同士ですから、その分野の最先端を知っていて、味方にすればこんなに心強いことはありません。

### 3. 弁護士の立場から

弁護士が他機関連携の一機関として関わることもあります。たとえば、子どもシェル

ターてんぼの「子ども担当弁護士」として、子どもの代理人という立場から、てんぼを退所した後のことをご相談することがあります。あすなろサポートステーションにもいつもお世話になっていますし、児童相談所、生活保護、障害福祉の専門職の皆さんにいろいろ教えてもらうことが多いです。また、子どもの被害者代理人として警察と連携することもあります。逆に、児童相談所や生活保護担当者から、債務整理や親権制限のことをご相談をいただくこともあります。

弁護士は、基本的には福祉分野や障害分野の知識を持っていません。また、人によりませんが、あまり誰かと相談せず一人で納得して進めてしまう傾向にあります。弁護士とタッグを組む場合には、お手数ですが、これ分かってるの？と確認して、分からないことは何でも質問してやってください。きつときちんと説明します。優しくしなくてもあまりへそを曲げませんが、言葉はきついで許してください。私も、なるべくお手数をおかけしないように、質問をすること、説明をすることを心がけていますがなかなか癖が抜けません。

自立支援の分野で、様々な機関の方とお話しをさせていただくことがありますが、それぞれに、私たち弁護士と同様、専門性を持ったプロの方々だと強く実感します。お互いがお互いの視点にはっとさせられたり、知識を得たり、なるほどと納得しながらケースを進めれば、こんなに力強いことはありません。様々な分野のプロがタッグを組んで、子どもに寄り添いながら進んでいけば、文字通り、100人力だと思います。



資料

資料①

## 資金等管理委託契約書

甲 (本人氏名) と  
乙 (施設名) (施設長名) は  
資金等の管理について、以下のとおり契約を締結するものとする。

(目的)

第1条 この契約書は、社会福祉法人 (施設名) が定める「利用者預かり金規程」(以下「規程」という。)に基づき甲(本人)の資金を乙が適切に管理することを目的として締結するものである。

(期間)

第2条 この契約の期間は、 年 月 日より 年 月 日とする。

前項の契約期間満了日の2週間前までに、甲から契約解除の申し出がない場合、乙は甲に対し契約更新の意思を確認し本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約の末尾に添付する。

(保管と支出方法)

第3条 甲は、乙に対し、通帳・カード・印鑑等を預けるものとする(以下、通帳等という)。

(通帳等の返還)

第4条 本契約終了時に乙は通帳等を遅滞なく本人に返還する。

(秘密保持)

第5条 乙及び乙の職員は、業務上知り得た甲、甲の家族等に係わる個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(損害賠償)

第6条 乙がこの契約に基づく管理を怠って甲に損害を与えた場合は、速やかに甲に対して本契約で管理すべき金品の範囲内において損害を賠償するものとする。

(契約に定めのない事項)

第7条 この契約に定めのない事項については、乙は甲と協議のうえ、誠実に対処する。

年 月 日

(甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解しました。

住所

本人氏名

印

(乙)

当施設は、甲の依頼を受け、この契約書に定める管理を責任を持って行います。

住所

法人名

施設名

施設長

印

資料② 継続支援計画書フォーム

**継続支援計画書**

児童氏名(フリガナ)	生年月日 年齢 学年 ( 年 月 日 年 )	施設・里親等	計画作成日(場所) 年 月 日( )
男・女			
入所日(在所期間)・退所予定日 年 月 日 入所 年 月 日 退所予定	本人	保護者	
目標とする自立	児童養護施設等	児童相談所	
	他	事業所	

1. 児童相談所記入欄

入所までの経緯	
退所時のジェノグラム	家族状況

2. 施設等記入欄

エコマップ	主な支援担当者	
	これまでの支援担当者	
	出生～幼児	
	小学生	
	中学生	
	高校生	
	これからの継続支援担当者(TEL)	
	児童相談所	
	児童福祉施設等	
事業所		
他機関・支援者		

3.abc施設等記入 d.自立支援コーディネーター記入

項目	a.本人の意向	b.経過・背景・課題	c.課題解決のための目標	d.支援方法・資源	評価(年 月 日)
① 基本的な生活習慣					
② 就労・就学・進路					
③ 人間関係・コミュニケーション					
④ 社会的自立能力					
⑤ その他・特記事項					

計画の評価予定		計画評価(支援担当者会議)の出席予定者			
年 月 日	本人		保護者		児童養護施設等
場所	児童相談所		事業所		他
事業の委託元	神奈川県委託自立支援コーディネーター事業				
神奈川県	社会的養護自立支援事業 あすなるサポートステーション 所長				

Kanagawa 2018

### 資料③ 継続支援計画作成チェックリスト

#### ①基本的な生活習慣

- 食事を摂れているか
- 睡眠をとれているか
- 朝起きられているか
- 気候に合わせた服装か
- 清潔な服装か
- 片付け・整理整頓・ゴミ捨て
- 健康状態を意識できているか
- 体を清潔に保っているか
- 時間を守れるか
- スケジュール管理はできているか

#### ②就労・就学・進路

- これまでの登校状況
- その他学校での活動
- アルバイト
- 将来へのイメージ（今後どうしていきたいか）
- 就職にむけて・継続にむけて
- 資格取得にむけて・継続に向けて
- 進学にむけて・継続に向けて

#### ③人間関係・コミュニケーション

- 挨拶ができる
- 敬語を使って話すことができる
- ビジネス的な笑顔を使える
- 苦手な人への対応
- 自分の意見を言うことができる
- 乗り気のしない誘いを断ることができる
- 相手を傷つけない表現で話すことができる
- 集団行動

マナー、ルール

友人関係

④ 社会的自立能力

相談する相手がいる

社会資源の知識

銀行に関する知識

保険・税金・年金に関する知識

金銭管理

健康管理、一人で病院に行ける

薬を管理、自分で適切に飲むことができる

性・避妊に関する知識

ネット、スマホに関する知識

⑤ その他

ストレングス（強み）

身体的・知的・発達の課題（手帳等）

心理的・精神的な課題（手帳等）

家族

園との関係

未成年後見

障害基礎年金等

その他、不安なことはあるか（ ）

### 3. 各施設の取組

各施設の取組「子どもの意向を聴くこと」

## 児童自立支援施設

### おおいそ学園 「おれの自立計画」

#### 目的

- 入所している児童が、①入所に至ることとなった課題（入所理由）を振り返り、②現在の生活での強みと弱みを自分で評価し、③退所するまでの具体的な目標や将来の目標を持って、入所中の生活を送れるようにするため。
- 家族や児童相談所等の関係機関が揃う中で児童自身が発表し、支援する家族や関係者等と共有し、それぞれの立場からの支援を行っている。

#### 内容

- 入所することになった課題（入所理由）を児童自身や寮の職員から聞き取り、どのような状況で起こったのかを話し合うことで、同じことを繰り返さないパターンを見出し、共有する。
- 現在の生活での児童自身から見た強みと弱み、寮の職員から見た強みと弱みを共有し、それらを踏まえて、目標を持てるようにする。
- 目標に向けて何をすればいいのか、そして関係者にどのような応援をしてほしいのかを話し合いを通して具体的に明確にしていく。

#### 作成手順

- 児童自身が主体となり作成する。
- 原則全児童を対象。計画の作成は、子ども自身が作成できる状況に至った時期で、かつ家庭や児童相談所等の支援方針が一致している場合に作成を開始する。概ね6ヶ月を過ぎたあたりからの作成が目安としている。
- 寮の担当職員と、ファシリテーターとして心理担当職員の3名で作成していくが、寮長や家族支援専門員、分校教員、児童相談所の担当職員等が参加する場合もある。
- 話し合われた内容を「見える化」することに配慮し、ファシリテーターがホワイトボードに板書していく。
- 話し合いは通常2~3回行い、心理担当職員がPowerPointにまとめ、内容や発表の仕方について確認（リハーサル）を行い、発表に備える。
- 寮長や分校教員、家族、児童相談所・前籍校等の関係者が参加し、それぞれの立場から応援メッセージを伝え、協働して支援を行っていく。

各施設の取組「子どもの意向を聴くこと」

## 児童養護施設

### 鎌倉児童ホーム 「マイウィル」

#### 経緯

- 毎年行われる自立支援計画検討会において、生活の支援をしている担当職員が、事前に子どもの“思いや考え”をヒヤリングして作成し、子どもの意見表明権の保証（当事者参画）の仕組みとして、児童相談所を含め一緒に考えていく場となるように“見える化”を図る。（現時点で、対象児童は小学生以上としている）
- 子どもの将来に向けて、担当職員として一緒の方向性で歩いていく姿勢を共有することは、利用者との関係構築の一助になることも期待するところである。

#### 課題・工夫

- 子どもは、概ね自分の思いを共有できる場として取り組んでいるが、年齢が小さくてまだよく分からない場合、担当職員と関係が一時的に悪い場合、思春期等で消極的な取り組みの態度となってしまう場合、将来の目標がまだ見つかっていない場合等もあり課題もある。
- 毎年恒例とするために、スタッフマニュアルに落とし込む。  
年度初めは色々忙しいので業務負担軽減策として、毎年子どもと確認はするが、書式には変更点のみ加筆修正する。  
“「住居」の聞き取りに関する留意点”など、個別のケースによって留意する部分もある。
- 職員のスキルアップとして、さらなる“対話”での洞察やこどもの心の整理をするような聞き方や尋ね方を学んでいく。



各施設の取組「子どもの意向を聴くこと」

## 児童養護施設

### 心泉学園 「心泉ピース・アドボ」

子どもの意見表明・聴き取り実践

◇「ピース・アドボ」の意味

心泉学園での生活での「あるべき姿（目指す姿）」として掲げたワード

- ・ピース（peace）=安心、平和、平穩
- ・アドボ（=アドボカシー）=権利（養護）の主張

※日々の生活において、相手や自分の権利を主張しながらお互いを認め共に成長し「安心して生活する」ために、子ども達と大人と一緒に取り組む仕組みが「心泉ピース・アドボ」です。

◇発足の経緯

2009年1月、男子寮における小学生間での性的事故が発覚し、様々な問題点が明らかになり、「子ども間の力による支配関係」「被害と加害の連鎖」「大人に言っても変わらない、守られないという諦め」という潜在的な課題が見えて来たことで、県児相の提案により「子どもと職員が向き合う」ことを手始めに行なうこととし、現状の把握と課題の改善に向けて、施設の受け身の体制を克服する術を摸索するために、大人と子ども全員で本当に「安心出来る生活」を作っていく為に始めている。

◇具体的な取り組み

- ・子どもも大人も「安心・平和な生活」を護るために年間通じて3つの約束事がある。
- ・子どもと職員が向き合う個別の時間を「つくる」（毎月）  
「お話（ヒアリング）の時間」→「ピース・アドボやろう」
- ・定例委員会の開催（情報共有、共通認識の形成）（月に一回）
- ・子ども達へのフィードバック（子ども会議、個別等）

◇〈職員から見た子どもの変化〉

- ・「ピース・アドボ」が子どもの日常生活に浸透  
⇒職員とのお話の時間（ヒヤリング）=「安心できる時間」
- ・「お話の時間」では、職員が話すきっかけを与える言葉かけや、焦点を絞るなど変化をつけることで、よく話してくれるようになった。  
⇒「大人への期待」「信頼関係の構築」「表現することの大切さを体感」などの経験を蓄積している。

各施設の取組「子どもそれぞれの自立に向けて」

## 児童養護施設

### ゆりかご園 「自立を考える会」

『自立を考える会』とは（園舎建て替え前）

- ・ いわゆる「高校生会」として古くから活動していたもの。
  - ・ 高校卒業後、社会へ巣立つことを想定して、身に付けておくべき知識やスキルを学ぶ場を施設が用意。
  - ・ 平成 10 年代には、携帯電話の所持やアルバイトの規則について高校生から強い要望が挙がり、その際には自立を考える会として施設・職員側と交渉した。
  - ・ 『酒匂ゆりかご祭り』では模擬店を出店している。
- ※職員から職員へ伝承されてきたもので、なにかとあいまい・・・。  
職員のマンパワーやメンバーにより、モチベーションにバラつき。  
活動には次第にかけりが出てくる。

#### 職業指導員の配置と委員会の設置

平成 26 年、園舎建て替えにより、子どもの編成と職員の支援体制が大きく改められた。

- ・ 平成 27 年度から新たに職業指導員が配置された。
- ・ 同時に職業指導員を委員長とした、自立支援サポート委員会が設置された。

#### 自立支援サポート委員会の活動

毎月定例会を開催して、以下の項目について計画立案、実施、進捗確認、結果報告、再検討等をしている。

- 1 「自立を考える会」を運営。子どものニーズに沿って年間プログラムを作成して、勉強会や見学会、体験学習を毎月 1 回以上実施。
- 2 園内の畑で、農耕作業を通しての職業体験を実施。
- 3 アフターケア実施要領を作成して、能動的・計画的にアフターケアを実施。
- 4 各ホーム児童の進路状況等について、フリートークの時間を設けて、必要に応じてタイムリーに検討。
- 5 日々更新されていく制度や社会資源について学ぶために、勉強会を開催。また、外部の研修に参加する機会を設定。

『自立を考える会』とは（園舎建て替え後）

- ・ 平成27年度から新たな形で高校生会が再スタート。
- ・ 元々中舎で育ったこども達。小規模化に伴い、全体行事やホームを越えた活動が減少していたこともあり、子どもたちには好評。
- ・ 保育士だった職業指導員が主担当。他の担当者も固定にして滑り出しは良好。
- ・ 畑での農耕作業も毎週末に実施。並行して活発に活動。

しかし、また課題が・・・

徐々に参加率が低下。見えてきた課題は・・・

- ・ 高校生は学校外活動が盛んである。特にアルバイトを始めると忙しい。
- ・ 土日開催だと出られない。
- ・ 多様化する子どものニーズ。また、難しい内容についていけない子ども。
- ・ 高校生自身の自立への意識が低い。

早期対応の重要性の気づき

中学生の時期から意識できるようにする。その結果会への参加意欲が高まる。

- ・ 中学生も参加できる回を設定、徐々に増やしていく。  
⇒中学生会を立ち上げ。
- ・ 場合によっては全体で行なうものだけでなく、個別で行なう。
- ・ 平日夜の開催を増やす。

今、大切にしていること

- ・ 将来について不安・心配のイメージよりも、明るい・楽しいイメージを持ってもらいたい。大人は責任があって大変。だけど楽しい、自由。
- ・ 社会との接点、つながりを意識。まず一步踏み出して安心感を得る。本格的に使うのは退所してから。
- ・ お勉強要素よりも、自分でやってみること。外に出たり、体験したり。
- ・ 内容だけでなく人間味。

まとめ

ゆりかご園にいる間に何でもできる大人みたいにならなくてもいい。すぐに大人になるのは大変そうだから、困った時・悩んだ時には信頼できる大人に相談してみる。自立を考える会では、そういったことを感じてもらう取り組みとなるように心がけています。子どもたちから信頼してもらえようような関係づくりを大切にしています。

ゆりかご園にいる間にはできなくても、ゆりかご園はアフターケアで退所者たちを支え続けていきます。

各施設の取組「子どもそれぞれの自立に向けて」

## 児童養護施設

### 春光学園

### ～キャリアカウンセリングプロジェクト～

北海道大学大学院教育学研究院・井出智博准教授の協力を得て、年 8～10 回、自分の将来やおとなになることについて楽しく考える時間として、キャリア・カウンセリング・プロジェクト（CCP）を実施した（井出准教授は zoom を利用して遠隔参加 5 回・実参加 3 回）。昨年度は中高生を中心とした 2 つのグループを構成し、以下の活動を行いました。

Aグループ		Bグループ	
中学生・高校生 5人		中学生・高校生 6人	
日程	Aグループ 19:00～19:45	Bグループ 19:45～20:45	
1	6/26(金)	おとなはどうやっておとなになったのか（学童寮職員）【合同】 *寮職員から自分の生き立ちや今の仕事を選んだ理由などを話してもらいます	
2	7/17(金)	いろいろな人生（社会人 ver.）	いろいろな人生（社会人 ver.）
		*7人の人生を読んで好きだと思う人生の順に数字を入れてもらいどんなところが良かったか、発表してもらう	
3	9/18(金)	大切にしたい価値観	大切にしたい価値観
		*自分が大切にしたい価値観は何かを整理することを目的とし、価値観カードを複数用意し、4枚くらい選んでもらう。	
4	10/23(金)	モノの値段・生活の値段クイズ 宿題:家探し	モノの値段・生活の値段クイズ 宿題:家探し
		*車や家、光熱水費などの値段をクイズ形式で考えてもらう	
5	11/23(月)	10:00～12:00 2ヵ月人生体験ゲーム	
		*春光学園オリジナル人生ゲームです。毎年若干変えています	
6	12/18(金)	興味のある仕事を知ろう -13歳のハローワーク-	理想のお部屋のお値段 家具・家電・調度品を好きなように揃えると…?
		*13歳のハローワークを使って興味のある仕事を探す	*ワンルームの設定で広告などを見ながらレイアウト、値段を確認する
7	1/8(金)	人生設計	人生設計
		*現在から死ぬまでの夢のある人生設計をしてもらう	
8	2/26(金)	1年の振り返りとまとめ【合同】	

各施設の取組「子どもそれぞれの自立に向けて」

## 児童養護施設

# 白十字会林間学校 「OP 会」

白十字会林間学校にはOP会（大人発見プロジェクト）がある。OP会とは、自立に向けて、大人になることを肯定的に捉えられるように活動を行っている。幼児、小学生、中学生、高校生等に分かれ、「駄菓子屋さんごっこ」「フルーツ購入体験」「冷凍食品を試してみよう！」「高校生会、大人と語ろう！」「一人暮らし体験」等の活動を行っている。

幼児から低学年を対象とした「駄菓子屋さんごっこ」では、お買い物をする機会が少ない幼児に対して、品物とお金を交換することを知ってもらうために実施した。駄菓子をたくさん用意し、園内に駄菓子屋さんを開店、小中高校生が駄菓子屋さんの店員になったり、幼児さんのお買い物のお手伝いをしてくれた。

小学校高学年を対象とした「フルーツ購入体験」では、普段お食事の食材を購入する機会が少ないため、実際にスーパーに行って、食材を見て手にとって購入する体験をした。その日のお部屋の夕食のデザート（食材）を決められた予算内でスーパーに行って購入した。お部屋のメンバーの好みを考慮しながら、予算内で人数分のフルーツを購入することに少し苦慮している様子が見られた。

中学生を対象とした「冷凍食品を試してみよう！」では、施設退所後の食生活を見据えて、毎食すべて自分で作ることは難しいという発想から、様々な選択肢があることを知ってもらうために行った。自分一人の1食分の冷凍食品を自分の好みで選び、レンジやフライパンで炒める等して作って食べた。参加した子ども達は冷凍食品の便利さを知り、また手作りの食事のおいしさも再認識しているようだった。

高校生を対象とした「高校生会、大人と語ろう！」では、大人と一緒に土俵で語ることで大人になることを身近に感じ、大人になることへの楽しみや喜びを知り、また不安を共有できたらという思いから企画した。茶話会形式で行い、ジュースやお菓子を食べながら職員からは良いメッセージだけでなく、失敗した、困った、悩んで落ち込んだ体験談等も話題にあげ、有意義な時間となった。

高校3年生は一人暮らし体験を行っている。親子訓練室（ワンルーム程度の広さ）を利用して1週間から1か月、各自の目的や希望に合わせて行っている。進学した場合、就職した場合等、それぞれの生活スタイルに合わせて食費を設定し、体験している。手探り状態でスタートしたOP会（大人発見プロジェクト）だったが、「OP会」と称したことで子どもの認知度も上がり、参加する児童の多い取り組みとなっている。

各施設の取組「措置延長中や退所後に利用できる生活の場」

## 児童養護施設

### エリザベス・サンダース・ホーム 「自立棟・自立訓練室の活用」

- 自立棟①（リトリートハウス）3DK  
平屋（トイレ、お風呂、キッチン共同）
- 自立棟②（元職員寮）1階2部屋、トイレ、お風呂、キッチン、玄関共有  
2階2部屋、トイレ、キッチン共有、お風呂、玄関は  
1階利用
- 自立訓練室（男子実習生部屋）4畳半部屋のみ。トイレ、お風呂、洗面は同  
じ建物内にあり、キッチン無し
- 高校3年生になると、1泊～1週間程上記どこかの部屋を使い自立訓練を行  
う。（数回行う子も居る）
- 大学等進学後措置延長中に上記どこかの部屋を使い1週間～1ヶ月程自立訓  
練を行う。食事は寮へ食べに行く事から始め、給食を取りに行き一人で食べ  
る、自炊をする、とステップアップをして行く。
- 一度寮へ戻り振り返り、課題をもって再度長期自立棟の利用を行う。（子ど  
もによっては寮へ戻らず継続長期利用となる者も居る）
- 長期利用では次のステップとして食費、日用品費を自分で管理し、完全自炊  
となる。措置延長後、自立支援事業利用者はそのまま同じ暮らしを継続する。



各施設の取組「措置延長中や退所後に利用できる生活の場」

## 児童養護施設

### 唐池学園

#### 「措置解除後も継続して生活できる場所」

現在、唐池学園には『第1くまさんハウス』『第2くまさんハウス』『職員宿舎202号室』『職員宿舎203号室』という4つの「措置解除後も継続して生活できる場所」を確保・運用しています。それぞれの場所を「措置延長児」「社会的養護自立支援事業対象者」「社会でつまずいてしまった卒園生」などが活用してきました。維持・管理などのための財源は「措置費(自立支援担当職員加算管理費分、施設機能強化推進費加算)」、「県補助金(コロナ補助金、退所児童支援事業費補助金)」、「唐池祭の収益」「寄附金」などを充当しています。

#### ①第1くまさんハウス

昭和56年築、2020(令和2)年コロナ補助金を活用してリニューアル、完全個室化。ユニットバス、ミニキッチン完備のワンルームマンション形式が2部屋。1997(平成9)年に短大生2名が利用したケースが当園の進学支援のスタート。

#### ②第2くまさんハウス

平成13年築。ユニットバス、ミニキッチン完備のワンルームマンション形式が2部屋。今年度、大学3年生が自活訓練で利用。過去には7年間利用した卒園生も。

#### ③職員宿舎202号室、203号室

昭和62年築。2DKのマンション形式の部屋。法人本部より賃借。年末年始等に里帰りしてくる卒園生とその家族が宿泊。

※その他、今後活用を検討している資源

#### ④地域の借家

地域の方から賃借している3LDK一戸建ての借家。現在は家族のいる職員の宿舎として利用しているが、将来的には「措置延長児等の高齢児ユニット」、「分園型自活訓練事業」、「社会でつまずいてしまった卒園生対応」など何らかの「じりつ」の支援を目的とした用途を模索中。

#### ⑤地域の協力不動産業者との連携

地域の不動産業者から自社物件(ワンルームマンション)の活用についてお話をいただいている。格安の料金、礼金・敷金無し、緊急時の短期利用にも対応、自社でのアルバイト(家賃の集金、管理物件の草むしり等)、社長からの差入れなどのサービスあり。

各施設の取組「措置延長中や退所後に利用できる生活の場」

## 自立援助ホーム

### 湘南つばさの家 「ステップハウス」

湘南つばさの家では、退居後の生活の安定のために、「ステップハウス」の取り組みを行っています。ステップハウスは、湘南つばさの家名義で借り上げるアパートです。

#### ステップハウス利用概要

◎対象者

- ・自立の前にもう一段階の自活の体験が必要と思われる者。
- ・立て直しが必要な再入居者。

◎利用の目的

アパート生活の具体的な体験をすることによって心身ともに慣れ、最終的に本人名義のアパートを借りること。

◎期間

2年間（更新は可能だが、原則は本人名義、連帯保証は保障会社に切り替える。）

◎場所

原則つばさの家から3km以内のアパート

◎利用料

- ・契約頭金、家賃、水道光熱費は利用者負担。
- ・入居時に家賃6ヶ月分を預かり金として、貯金から預かる。

◎利用にあたって了解してもらうこと

- ・合鍵はつばさの家でも管理する。
- ・給料の精算はつばさの家と行う。
- ・利用状況が悪く、かつ、改善が見られない場合は退居してもらうこともある。

◎利用規則（一部抜粋）

- ・友人、知人を部屋に入れる際は申し出てください。宿泊は不可。
- ・つばさの家の来所時間は原則12時から22時。
- ・定期的につばさ家のスタッフが訪問する。
- ・住所変更は生活が安定したら行う。

近年では、通学通勤のためにつばさの家から離れたアパートに引っ越すなどの場合を除き、ほとんどの退居者がステップハウスを利用しています。また、退居後もつばさの家の夕食利用や来所を勧めています。つばさの家を退居直後はなるべく頻度多く来所してもらい、月日と共に徐々に少なくして一人でのアパート生活に慣れてもらいます。

各施設の取組「退所後に集まれる居場所として」

## 自立援助ホーム

### みずきの家 「OGが集う場」

#### 1 クリスマス会

結婚している OG には、ご主人や子供を連れて参加する人もいます。法人の理事や日頃お世話になっているボランティアさんもお誘いします。プログラムとしては、簡単な自己紹介、ビンゴ、プレゼント交換、食事、談笑などです。和やかな雰囲気、「久しぶり～」という空気感です。

#### 2 河原でのバーベキュー

溪流での水遊び、スイカ割り、野外での食事、談笑などを楽しめます。開放感あふれて、のびのびしています。木陰で静かに食べている人もいれば、おしゃべりしたり、水鉄砲や川でバシャバシャやって盛り上がっている人もいます。

#### 3 OGの集い(新年会)

前任のホーム長夫妻やスタッフが参加してざっくばらんな雰囲気です。食事と会話を楽しめます。

#### 4 運営法人(子どもセンターてんぼ)主催による年に一度のOG会

茶道やメイクのボランティアさんによるコーナーでくつろいだり、芋ほりやミカンもぎもあります。

#### 5 運営法人(子どもセンターてんぼ)主催による「Café てんぼ」

(毎月お茶を飲みながら自由におしゃべりする会)

誰でも来たい人は来られるように場づくりがされています。



各施設の取組「退所後に集まれる居場所として」

## 児童養護施設

### 強羅暁の星園 「強羅大文字祭り・あけのほし会」

強羅暁の星園では現在年 2 回退所者が集まれる催しがあります。

一つ目が「強羅大文字祭り」です。これは地域のお祭りですが、毎年 8 月 16 日と日にちが決まっており、強羅駅前の出店と夜 19 時過ぎからの花火が上がります。この日は退所者の方々が来園すると駐車場や夕食の提供、屋上で花火観覧、車での小田原駅まで送りを実施しています。

二つ目は、退所者と退職職員の集い「あけのほし会」です。こちらは 2018 年度から実施をしております。当初、園内のクリスマス会に来園希望の退所者を招いていたのですが、地域のつながりが増えてきたことに伴い、年々クリスマス会の参加者が増え会場に入りきらなくなる恐れが出てきました。そのため、退所者と退職職員に関しては別枠で交流の機会を設けることとなりました。また、職員が入れ替わると里帰り訪問しにくいとの退所者の声も受け、退職した職員にも声を掛けさせて頂いて協力をお願いしています。「あけのほし会」は毎年 10 月の最終日曜日に実施することとして、園内で BBQ をしたり、在園生を含めて交流ゲームを行ったりしています。費用に関しては施設機能強化推進費を使用していますが、参加者からは 1 名 1000 円の参加費用を徴収しています。

両イベントの開催については HP 上のブログと LINE の退所者・退職職員のグループにて情報を発信しています。



各施設の取組「退所後に集まれる居場所として」

## 児童養護施設

### 城山学園 「城山会」

毎年、11月3日に退職職員、卒園生を対象にした「城山会」が開かれます。20年以上前より続いており、卒園生のみならず、入所児童も楽しみにしているイベントです。

会の発足当初は1人の卒園生からの発信で自分の知っている範囲の卒園生に声を掛け、「年に1回は城山に集まろう」という目的の元、当時の職員宿舎の1室を利用して同窓会のようなことを始めたことがきっかけのようです。その集まりが何年か続いた後、当時の施設長から「せっかくなら園庭で皆集まろう」と呼びかけ、今のスタイルになったようです。

この会の最大の特徴は会の仕切りが施設ではなく、卒園生だということです。きっかけを作った方が初代城山会会長となり、卒園生への案内、食材の注文や入所児童へのプレゼントの用意など、会の準備から当日の運営まで中心になっています。現在は2代目会長になっていますが、同じように中心となって取り組んでいただいています。毎年、会長と行事委員会が打ち合わせをして昨年度の反省を生かした行事運営が出来るように努めています。

会の参加者は年々増え続け、平均して60名前後の参加者となります。園庭でバーベキューをしながら、参加者と入所児童の交流を目的としたゲーム大会やインタビュー、不参加者のメッセージ朗読など趣向を凝らした内容で会の充実を図っています。しかし、一番盛り上がりを感じているのは懐かしいメンバーとの談話です。あちらこちらで笑い声が響き、昔話や今の状況などを語り合う姿が印象的です。久しぶりに参加した卒園生からは「会う人会う人同じ質問されて、もう話し疲れた。」という皮肉交じりのコメントを聞きました。しかし、口元はほころんでおり、満更でもない様子がうかがえました。「帰ってきてくれて嬉しい」「会えて良かった」ということが少しでも伝わり、細く長い付き合いが出来れば良いと思っています。

現状、昨年度の開催は中止。今年度も同様に中止の連絡をしていきます。会長と相談した際は無念さが伝わってきました。また笑顔で会える日を夢見て、今後も連絡等々継続していきたいと思います。

各施設の取組「職員による自立支援チーム」

## 児童養護施設

### 手まり学園

手まり学園では、今まで性教育、くもん、インケア・アフターケア、児童生活向上、ヒヤリハットの5つの委員会で構成されてきました。令和2年度から3つに委員会を集約してより活発に活動することにしました。月に2回、職員全体に向けて委員会の活動報告を行っています。主な活動内容は下記のとおりです。



性教育委員会 メンバー：7名（男3、女4）

目標：「科学的な見方をする」「男女平等の見方をする」「人権尊重の見方をする」三つの性を考える視点として、幼児から高校生の発育段階に応じた教材を使い、性的自立を促す。

- ・幼児：絵本読み聞かせ、プライベートゾーン、手洗い歯磨き指導
- ・小学生：プライベートゾーンの学習会、カルタ大会、男女別での学習会
- ・中高生：女子会、男子会、男女別での学習会
- ・職員向け勉強会の実施



インケア・アフターケア、児童生活向上委員会 メンバー：5名（男3、女2）

目標：子どもたちの声に耳を傾け、それぞれの生活が豊かになるようみんなで考えていき、子どもたちの自立に向けて年齢に応じたスキルの習得を目指します。

- ・余暇活動の企画立案
- ・自転車教室、料理教室の実施
- ・中高生向けの進路説明会、携帯電話教室、奨学金資料まとめ
- ・高3生の一人暮らし体験の日程調整及び評価
- ・小学生会議、中学生会議の実施。
- ・外部講師による研修の調整



くもん委員会 メンバー：6名（男2、女4）

目標：公文学習を通じて公文式学習法の「スモールステップによる教材」で学習することによる

①自己肯定感の向上 ②自立心の伸長 ③生活の質の向上 ④学力の向上を目指す。

- ・学習定着に向けて小学生対象に各ユニットにて公文学習を行う。
- ・教材の進度調整
- ・職員、外部研修の調整



各施設の取組「職員による自立支援チーム」

## 児童養護施設

# 聖園子供の家

### 1. 「MCC+(プラス)」

発足の経緯

MCCとは、**M**isono **C**hild **C**areの略です。

施設の見直しを図ることを目的とし、全職員が「権利擁護」「施設運営」「自立支援」の3つのグループに分かれてプロジェクトが始動しました。その後、児童を取り巻く環境の変化の中で検討を重ね、様々な委員会が発足し、現在は「MCC委員会」として活動が継続されています。

MCCが発足したのち、年上児童から年下児童への暴力や児童の集団化により、児童間での支配関係、児童と職員の関係の希薄さ、思春期を迎えた児童の支援の課題が浮き彫りとなりました。現状を客観的に考察し、課題整理と改善案を話し合いました。

住環境の整備をし、児童にとって「安心・安全」に生活できる場となるために、児童、職員、児童相談所が協働する取り組みとして「MCC+」がスタートしました。現在は入所児童全員に対して、「児童の気持ちの聴き取り」が「MCC+」として継続されています。

MCC+の思い

「児童が担当職員と1対1で話が出る機会を確保したい」という思いからでした。最低でも月に1回は「他の子に邪魔されず話を聞いてもらえる」「今度あの時に話をしよう」と思える機会を確実に確保することで、「児童の安心感に繋がるように」と期待してのことでした。MCC+を実施するにあたって、用紙にある項目のみを質問して終わることのないよう、それらの項目をベースに「その時、その子に合った話題」で話を次々に膨らませて欲しいとの願いが込められています。

### 2. 「MAP(マップ)」

概要

聖園子供の家とあすなろサポートステーション共同で、高校2年生～3年生を対象に、自立に向けた1泊2日の体験プログラムを実施する。

目的

聖園子供の家だけでは伝えきれない実例を、外部機関のあすなろサポートステーションから伝えることで現実に向き合い、更に「困った時に頼る先」を職員と一緒に回ることので、「自立とは1人で抱え込むことではなく、人に頼りながら成長していく」ことを学ぶ。

また、市内の地域資源を中心に回る中で、様々な「地域の相談できる大人」がいることを知る機会として実施している。主な見学先は、市役所、社会福祉協議会、郵便局、銀行、ハローワーク等、宿泊先はビジネスホテルを利用。

#### 4. 神奈川県内の様々な支援団体

## 子どもシェルターてんぼ

・親からの虐待や様々な理由により、家で生活することが辛くなったら、いったん家を出て、安心して生活できる場所と一緒に考え、見つかるまでの数か月、利用する場所です。

・スタッフやボランティアスタッフが、24時間一緒に過ごし、衣食住の提供や相談にのってくれます。

また、子ども担当弁護士や児童相談所などの関係機関が、スタッフと一緒に連携しながら、親との交渉や今後の生活場所について考えてくれます。

・一人一人に個室があり、ゆっくりと心や体を休めることができます。具合が悪い時には、医療機関にも同行してくれます。

※自分の意志でてんぼの利用を希望します。

- ・主に10代後半の男女
- ・利用期間はおおむね2か月
- ・利用料は月3万円ですが免除も可能

### 連絡先

- ・電話相談：月～金（祝日休・年末年始は除く）13時～17時  
TEL 050-1323-3089
- ・事務局：横浜市港北区新横浜3-18-3 新横浜法律事務所内  
認定NPO法人子どもセンターてんぼ

## NPO 法人さくらんぼ ≪社会的養護出身者向け事業≫

### ① 下宿や with

親を頼れない女子学生のための居住提供

利用料 月額 35,000 水光熱費 5000 円 /月

7畳程度の個室 3部屋

共有ダイニング・リビング・風呂・トイレ

利用条件 共同生活が可能であること

出身施設もしくは支援団体の伴走支援

学生であること。(大学・短期大学・専門学校等)

\*令和4年度は満室で利用ができません。空き状況は要確認

### ② 一人暮らしトライアル「いちご」

養護施設や里親宅から一人暮らしを始めるにあたり、今の暮らしの場以外で生活してみても、一人暮らしへの不安軽減を図る下宿利用を前提としなくてもかまわない。

利用料 週間5000円(水光熱込み)※1週間を基本とします。

利用条件 共同生活が可能であること

出身施設もしくは支援団体を通しての申込受付

### ③ JIKKA便

施設や里親宅を出て一人暮らしをしている方々へ関係者のお便りを添えて、食品、日用品等を月1回送付する。これまでの関係性を切らさずに孤立を防ぐことを目的とする、出身施設との協働作業ですので、施設の方々には対象者宛に年3回程度お便りを書いていただきます。物品の用意や発送は当法人で行います。

### ④ 短期居住支援 JIKKA

今の居住を失って次の居住がきまるまでの短期的な住居の提供

利用料 1500 円/日 水光熱費 300 円/日 (減免制度あり)

7畳程度の個室 3部屋

共有ダイニング・リビング・風呂・トイレ

利用条件 共同生活が可能であること

出身施設もしくは支援団体の伴走支援がある事

基本3か月、最長6か月の利用

NPO 法人さくらんぼ 本部事務局

☎045-367-7224

## 株式会社 プライム

◇住宅確保配慮者向け（高齢者、低所得者、障がい者、被災者等）不動産として、出来る事を応援し「絶対に見捨てない不動産」として様々な背景を持つ多くの方に住居を提供してきている。

◇例えば、未成年者が部屋を借りる場合、親権者のサインがあれば借りる事が出来るが、児童養護施設出身ということで親権者からサインが頂けない事も多いので、そういう場合はサブリースとして2年間（成人になるまで）プライム株式会社名義で部屋をお貸しすることになる。

◇若者のなかには発達障害等で、社会との関わりが難しい方もいらっしゃるのので、あすなろサポートステーションや、フードバンクなどと一緒に自立をサポートしていきたい。

◇NPO 法人ワンエイドとの連携で住まいだけでなく生活の相談、フードバンクで食料の支援を行っている。

〒252-0001

神奈川県座間市相模が丘4丁目42-20

TEL：046-259-9714

定休日：水曜日・日曜日・年末年始・夏季休暇

## ユニバーサル就労支援（UW）

- UWは「働きたいけれど働けずにいる人」すべてを対象に、あらゆる就労相談にのっています。
- 8年前にスタートし、これまで390人以上の方の就労を支援してきました。
- 就労実績は、製造業（組立、加工作業、検品）、サービス業（旅館、飲食）、スーパー（品出し、惣菜調理、清掃）、福祉（高齢者介護、障がい者支援）など様々あります。
- 児童養護施設の皆さんの就労支援にはとくに力を入れています。

こんなとき、UWにお声かけください。

- 在学中にアルバイト経験もとくになく、就労してうまくやっていけるのか心配。
- 卒業後は就労する予定だが、仕事のイメージが持てていない。
- 本人は何がやりたいのかわからない。何に向いているのかもわからない。
- コミュニケーションに課題があり、職場でうまくやっていけるのか不安。

UWでこんなことができます。

- 職場実習…仕事とはどのようなものなのか、実際にやってみて知ることが出来ます。自分のやりたいこと、向いていることが分かります。やりたいことがみつかり、目標ができ、前向きになっていきます。また、職場でのコミュニケーションの練習もできます。
- 就職活動支援…仕事の選び方についてアドバイス、面接や応募書類の準備、職場見学や面接の同行など就職活動の伴走支援をします。
- 継続支援…卒園後もUWで継続してフォローします。仕事で悩んだり、辞めてしまったとき、相談先がない、ということがないようにします。

UWの流れ

- 1 ご担当者からUW担当者に連絡。
- 2 ご本人とUW担当で面談。（UWに来所いただくか、ご訪問します）。
- 3 希望に沿って支援計画を立て、UW実習、就職活動支援、継続支援を行います。

～まずはどんなことでもご相談、お問い合わせください～

046-238-7681

（社会福祉法人中心会 えびな南高齢者施設内ユニバーサル就労支援事務局）

神奈川県内の様々な支援団体

## 神奈川県中央地域若者サポートステーション

《 サポステ 》運営：NPO 法人子どもと生活文化協会

サポステとは働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家族の方々だけでは解決が難しい「働きだす力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

### ●対象

若者（15歳から49歳）の働くことや自立を目指している人  
働くことに自信が持てない、仕事の選び方がわからないこのままではいけないと考えている方

### ●相談場所 各会場とも 10:00～17:00

- ・本厚木（アミュー厚木7F 県央サポステ） 月曜～土曜
- ・茅ヶ崎（労働市民会館・フラットパル茅ヶ崎）月3回月曜日・月2回金曜日
- ・大和（大和市文化会館創造拠点シリウス）毎週木曜日

### ●利用方法

#### ①まずは **046-297-3067** に電話をして予約

利用時間は10時～17時 日・祝日、年末年始はお休み

#### ②1回目の相談（仮予約）

相談員が就労に関する悩みや不安を聴きながら、「サポステ」の使い方を一緒に考えます。

#### ③ハローワークの確認

ハローワークと連携してサポートを行います。

#### ④本登録・ご相談

寄り添い型の面接をベースに個別**プログラム**を作成し、就労支援を行います。

#### ⑤履歴書、面接指導

応募や面接の直前指導でコツをつかむ！

#### ⑥応募

#### ⑦就職決定

就労後の悩みなど、継続的に定着支援をします。

住所：神奈川県厚木市中町2丁目12-15

アミューあつぎ7F

HP：<https://県央サポステ.jp/>

電話：046-297-3067

E-mail：info.atugi.saposute@gmail.com

### プログラム紹介

★コミュニケーションUP講座

★就活に役立つ講座

- ・事務職はじめて講座
- ・ビジネスマナー
- ・求人票の見方
- ・就活セミナー

★パソコン講座

（入門、Excel、Word等）

★40代からのPC講座

★お仕事体験 ★企業交流会

★定着・ステップアップ支援

## NPO 法人 フェアスタートサポート

### ① 児童養護施設等の子ども、若者へのキャリア教育支援活動

神奈川県内含む 150 社を超える連携企業と共に、施設等の子ども達への就職に関する相談対応のみならず、様々な会社での見学や就労体験の機会提供を行っています。就職後の早期離職を未然に防ぐためには、子ども達が様々な知識や経験を得たうえで「こんな仕事をしてみたい」と目標等を持ちながら、自身の進路を自己決定できるようになることも大切だと考えています。フェアスタートでは上記の支援だけでなく職業適性検査の実施提供なども通じて、様々なタイミングで子ども達が自身の進路について向き合い、学びを得られる機会提供にも力を入れています。

2020 年度実績：2020 年 8 月～2021 年 7 月

就労相談（職業適性検査含む）：264 件 会社見学・就労体験：32 件  
利用施設：49 施設（里親、シェルター等を含む）

※2020 年度より感染対策として検査キットの郵送貸し出しとオンラインでのフィードバックも実施中

### ② 児童養護施設等から就労自立した若者へのアフターフォロー活動（※コロナの影響により個別相談のみ現在は実施中）

就職後のアフターフォローとして食事会やイベントを通じた仲間作りの機会を提供しています。頼れる「社会人の先輩」や「一緒に息抜きできる友達」がいる事で、初めての一人暮らしと就労を乗り越える力になります。食事会やスポーツ大会、季節のイベント（BBQ やクリスマスパーティーなど）を開催し、継続的な支援を行っています。

2018 年度実績：初任給お祝い会（参加者 5 名）、BBQ（参加者 11 名）、フットサル大会（参加者 7 名）、クリスマスパーティー（参加者 10 名）、新年会（参加者 10 名）

#### 【累計実績】

フェアスタート就労支援実績 2022 年 1 月 31 日現在  
個別就労相談支援 672 人 就労実績 105 人

累計利用里親・ファミリーホーム数 28 家庭（ホーム）  
施設数 161 施設（自立援助ホーム、シェルター等を含む、範囲は全国）

<連絡先>NPO 法人フェアスタートサポート 電話 045(319)4675

## 特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル (B4S)

### ◎巣立ち支援

- ・巣立ちプロジェクト～高校3年向け1人暮らし準備セミナー
- ・トドクン～プログラムに参加しポイントを溜めて生活必需品をそろえる
- ・居場所事業～気軽に立ち寄れる場所「よこはま Port For」

### ◎巣立ち後支援

- ・自立ナビゲーション  
子ども1人に対しメンターボランティアがつき2年間巣立ち後の生活を支えます
- ・奨学金支援プログラム  
金融教育を組み合わせた給付型奨学金
- ・アトモプロジェクト  
子どもたちが仲間と繋がり続ける為のイベント
- ・ライテミル  
自分に合った職業が見つからない子どもを対象にキャリアカウンセリングや複数の企業実習の場を提供（措置中でも利用可）
- ・スマイリングプロジェクト  
家具家電が備え付けられ、安価な家賃のシェアハウス。見守り役の社会人も同居
- ・個別支援  
就労、就学、その他生活全般に関する相談対応

### ◎巣立ち前支援

- ・自立支援セミナー  
楽しく学ぶ出張セミナー、集合型セミナー
- ・ジョブプラクティス  
1日職業体験
- ・インターン  
春休みや夏休みに数日間行う職業体験

### ◎子どもを支える大人を増やす伴走者の育成

- ・ボランティア、一般人向けスキルアップ研修
- ・施設職員・里親セミナー
- ・ボランティア参加型の子ども支援

### ◎子どもを支える社会を作る広報、啓発活動

- ・広報活動、調査研究
- ・コエールイベント：当事者スピーチとソーシャルアクション

### ◎横浜市独自のプログラム（受託事業）

- ・トットコ・シカク

資格取得費用の助成（運転免許は上限30万、その他は10万円＊横浜市の措置児童でなくても退所後横浜市に在住、在勤、在学であれば利用可）

T e l        03-6842-6766（平日10時～18時）

E-mail      info@b4s.jp

U R L        https : www. b4s. jp

## あいである「実家便™」のご紹介

### 実家便

児童養護施設を退所し自活を始めた子どもに、6月と12月の年2回、施設を退所した年から5年（10回）を最長支援期間として、施設からの申請を受け食品や生活用品を送っています。

施設退所者と施設をつなぐ「実家便™」は、施設退所者にとっては、施設や施設職員とつながっていることの安心感を得ること、施設にとっては、子どもの居場所確認とともに、私たちはあなたを気にしていますというメッセージを「モノ」と「言葉」の両方で送る支援です。

施設退所者が、本当の意味で自立するまでには、時間を要します。唯一の拠り所である児童養護施設とのつながりを持ち続けることは、子どもが再び負の連鎖を生まないための一助となるセーフティネットであり、自立への見守り支援です。



初回は、防災用品と保存食



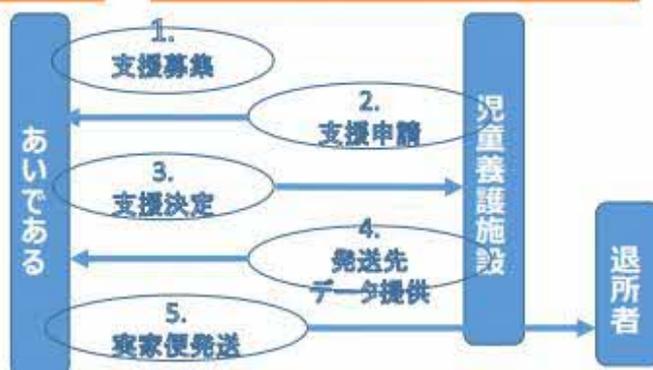
2回目以降は、お米など食品が中心

毎年4月1日に、新規支援者を募集します。  
募集要項は、あいであるHPに掲載  
<http://idealideal.org>

申請は到着順に受け付けます。  
支援が決定したらご連絡しますので、  
お子さんのお名前、住所等のデータをご連絡いただけます。

「実家便」は、お子さんに直送、もしくは施設にお送ります。

職員の皆さんからの手紙と、  
あいである関係者のメッセージを同封します。



### Contact

☎ 03-6435-0444

✉ [info@idealideal.org](mailto:info@idealideal.org)

🌐 <http://idealideal.org/>

🏠 〒141-0031

東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル12F-6

\*生活費やお金の管理を学ぶ「マネークリップレクチャー」事業も行っています。詳細はHPをご覧ください。



## 5. 連絡会メンバーより一言コメント

## 「事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド」制作

あすなろ連絡会（令和3年度構成員）

「人材育成ワーキンググループ」 ○はリーダー

○高橋 昭彦（おおいそ学園）

連絡会の中断も多かったですが、来年度も前向きにがんばりましょう！！

市川 真司（聖園子供の家）

作成に携われたことに感謝しています。

櫻庭 麻衣子（幸保愛児園）

現場の困難に、実用的に役立つと嬉しいです。

川西 千賀（心泉学園）

情報が詰まった一冊が完成したので沢山の人の人に見て欲しいです。

中山 祐恵（みずきの家）

必要に応じてサッと動く。

古澤 智恵（エリザベス・サンダース・ホーム）

繋がっていよう。

西田 未来（手まり学園）

冊子作りに携われて勉強になりました。

遠山 芙実子（神奈川県子ども家庭課）

ここが地元 ここが実家 いつでも戻っておいで。

福本 啓介（あすなろサポートステーション）

「この子らを、世の光に」「アフターケアが変わればインケアが変わる」

「調査研究ワーキンググループ」 ○はリーダー

○斉藤 優（強羅暁の星園）

「朋（卒園生）あり遠方より来る、また楽しからずや」私の仕事のやりがいです！

川島 稔（鎌倉児童ホーム）

「自立とは依存先を増やすこと」に学ぶ。

原瀬 昌久（唐池学園）

じりつ支援の装備が詰まった心強い工具箱！

越原 章太（ゆりかご園）

オールかながわで支援の輪を広げましょう！

飯嶋 覚（城山学園）

ここまでの情報量と熱量、初めての経験です。

遠藤 尚彦（白十字会林間学校）

結果を求めず、過程を大切に・・・。

野田 裕人（湘南つばさの家）

日々勉強になります。皆さまに感謝です。

松村 俊明（春光学園）

施設の情報共有、とても参考になりました。

細谷 祐紀（神奈川県子ども家庭課）

「子に過ぎたる宝無し」子どもたちの笑顔が原動力！！

荒川美沙貴（あすなろサポートステーション）

ちょうどいいサポートを模索の日々です。

## 協力

神奈川県児童相談所

○佐々木 崇（小田原児童相談所 子ども支援課長・あすなろ連絡会担当）

皆さんが積み上げたリービングケアとアフターケアの素晴らしい取組みを、児童相談所も参考とさせていただき、子どもの自立に向けて、一緒に取り組みたいと思います。サポートガイドの完成ありがとうございました。

## 編集・校正・解説コメント

○藤田 香織（藤田戸田法律事務所・弁護士）

みんなと一緒に悩み続け、考え続けることこそがより良いアフターケアにつながるのだと思います。子どもに寄り添えるチームを一緒に作っていきましょう。

安井 飛鳥（あすなろサポートステーション・弁護士）

このサポートガイドを通じて皆さんの想いがたくさんの人につながることを願います。

福本 啓介（あすなろサポートステーション・所長）

佐々木 崇（小田原児童相談所子ども支援課・課長）

遠山 芙実子（神奈川県子ども家庭課）

## 表紙・イラスト・キャラクターデザイン

○西坂來人（映像作家・絵本作家）

退所後の支援について本気で向き合うたくさんの方々の思いに触れて、とても勇気もらいました。素敵な企画にお手伝いできたことを心から感謝します。

## 監修

○藤田 香織（藤田戸田法律事務所・弁護士）



表紙・イラスト  
NISHIZAKA RAITO



「事例から学ぶ退所後ケアサポートガイド」

令和3年度あすなろ連絡会